

植民地支配体制と分断体制の矛盾の展開

敗戦後山口県の対在日朝鮮人統治を中心に

鄭 祐 宗*

目 次

- 一、はじめに
 - (1) 本稿の課題
 - (2) 研究の現段階
 - (3) 口述資料と史料
- 二、県人事部門 朝鮮総督府官吏の任用から登用へ
 - (1) 実務者レベル
 - (2) 部長レベル
- 三、間接介入と直接介入
 - (1) 県 軍政部関係および県 政府関係
 - (2) 下関八・二〇事件
- 四、おわりに

一、はじめに

(1) 本稿の課題

「県庁の連中というのは、みんな勇躍して朝鮮人学校の閉鎖に行ったもんですよね。」「山口県じゃあね、県の部長だろうが課長だろうが、朝鮮語ペラペラだからね。この間まで朝鮮総督府に勤務していた者が、部長なり何なりしているわけだから」¹⁾

引用は、1947年から1953年にかけて足かけ六年間山口県知事をつとめることとなった田中龍夫が1992年に県史編さん委員会のインタビューにこた

* ちよん・うぢよん 大阪大学大学院文学研究科博士後期課程・日本学術振興会特別研究員

えた記録からである²⁾。いったい何があったのか。ここから何が見えてくると言うべきだろうか。1992年のこの口述記録（2000年に刊行）は、大きくは、米ソ対立の終結と、大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国の国連同時加盟、朝日国交正常化交渉の開始、韓ソ・韓中国交正常化という1990年代東アジアにおける国際関係の転換の中での、日本の政策担当者の証言として、これを位置づけることができるだろう。またそれは、第二次大戦後の東アジア国際関係の起源という点について、日本の統治主体への歴史的検討を進める条件への転換を意味するだろう。だが、限られた史料状況のなかで、研究はいかに可能だろうか。

本稿は、現在の史料状況に依拠して、歴史研究の立場から、日本政府の対在日朝鮮人統治政策の淵源を形作る原因・舞台の一つとして、敗戦後の山口県のポリティクスに着目せんとするものである。本研究の立場、着想は大きく三つの問題意識に基づいている。

第一に、韓国統監府時代以来の日本の朝鮮支配の関係において山口県を位置づけてみた場合に、敗戦後の県の統治機構と在日朝鮮人主体との関係が、先鋭的にあらわれているのではないかという問題である。日本の朝鮮支配の司令官を数多く輩出し、植民地支配を実務的にも担ってきた地域として、山口県の史的蓄積に着目することによって、敗戦後の県の対在日朝鮮人統治の実践（在留権・教育権・結社権等）に関する植民地支配の延長線という縦軸において、その史的把握を探ろうとするものである。

第二に、敗戦後の県（地域レベル）の対在日朝鮮人統治の実践が、日本政府レベルの動向にも反映していく面が認められるのではないかという問題である。敗戦後日本の対在日朝鮮人統治体制の形成と、地域における問題展開の動向とを有機的にとらえる立場のもと、横軸としての県による日本政府への政策的勸奨の動向をとらえんとする。本稿では、地域における問題の動向が、日本政府の全国的動向を規定し基準化させていく点政策的勸奨の動向（ ）に着目する。

第三に、米国の南朝鮮分割占領から大韓民国の樹立と防衛という反共封じこめと朝鮮分断化の情勢において、山口県のケースがいかなる影響を相互に及ぼしているかという点に着目する。

総じて、本稿では、米国占領政策の直接的影響下にある地域として山口県をとらえるのみならず、日本の植民地支配との連続的な局面をここに合わせて考察することを課題としている。すなわち、第二次大戦後、朝鮮独立問題の分断化の動向が、米国をはじめとした連合国によって進められていく側面のみならず、本稿では日本の支配領域において朝鮮独立問題が分断される問題 前支配国である日本主体による朝鮮独立問題への介入と分断化 をとらえるという側面を重視し、これを对在日朝鮮人統治の実践との関係から検討しようとする。

連合国占領下における日本のコースと、朝鮮のコースとを比較史的に把握するとき、本稿の分析視角が求める立場は、植民地支配からの解放と独立という朝鮮のコースが分断を強いられる一方、前支配国としての日本の側が連合国占領下に分割・分断を免れ、あるいは朝鮮分断の当事者として統治の実践を進めることに着目することによって、植民地支配体制と分断体制の結びつきへの史的把握を進めるポイントにある。これを「地域」「植民地支配」「米国」ファクターの三層からの分析をすすめることによって、植民地主義と冷戦の接合面、矛盾として山口県のポリティクスからこれをとらえようとするものである。

なお本稿では先行研究が用いてきた概念・用語を継承しながら、先行研究における「管理」という用語に対して、「統治」という用語を用いていく。占領管理という連合国 旧枢軸国間の統治機構管理問題をめぐる二者関係において使用される「管理」に対して、これと朝鮮独立問題とを峻別して議論するためであり、本稿では後者に対しては統治機構による人民の統治という視角から、さしあたりこれを「統治」という用語によって把握していく。その含意の第二点として、「支配」の概念との関係から、朝鮮の独立という政治的地位の新たな段階性、在日朝鮮人主体の抵抗を積極的

にとらえる立場をもって、さしあたり本稿では「統治」の概念を用いていく。

(2) 研究の現段階

実証的研究は史料の公開状況に左右されてきたが、GHQ/SCAP 文書を利用した1990年代の大きな二つの研究　ロバート・リケットと金太基の研究　を軸として研究の現段階を明らかにし、本稿の課題を検討しよう。先行研究を見わたすとき、研究が主として在日朝鮮人史研究の一環あるいは一部として進められてきたことを指摘しておく³⁾。

ロバート・リケットの研究は、いち早くGHQ/SCAP 文書を利用し、民政局 Government Section (GS), 外交局 Diplomatic Section (DS), 民間情報教育局 Civil Information & Educational Section (CIE), 参謀第二部 General Staff Section II (G2), 第八軍 Eighth Army といった各部局の動向を明らかにすることによって、「对在日朝鮮人管理体制の形成過程」を明らかにした研究である⁴⁾。同研究は、実証的な面のみならず、概念と時期区分をめぐる「一九四九年管理体制」「一九五一年管理体制」という示唆的な概念と時期区分を提起しており、米軍の日本撤退に備えた日本国側への管理権限移管問題として、これを先の二段階によって把握するなど、その意義は重要である。また、同時期に出された金太基の研究もまた、占領期の对在日朝鮮人政策研究として、1945年から1952年にかけて分析の対象としている。同研究では、新たに韓国駐日代表部を含めた、米国・日本・韓国の三者関係に基づいた对在日朝鮮人政策研究を提出している⁵⁾。

先行研究の成果を本稿の関心　山口県の对在日朝鮮人統治の実践から検討してみると、これを (1) 占領初期を対象とした第一期　1948年前半期までと、(2) 朝鮮の二つの政権樹立以後の第二期　1948年後半期以後に分けてこれを時期区分することができる。

第一期に関しては、主に金太基の研究が1947年から1948年にかけての山

山口軍政部(Yamaguchi Military Government Team)を統治主体とした对在日朝鮮人政策 教育部門を中心に について明らかにしている⁶⁾。第二期に関しては、いずれの先行研究も1949年朝連解体に向っていく米国・日本・韓国の動向をさらに細かく明らかにしているが、山口県ケースの位置づけという点で、とくにロバート・リケットの研究が積極的位置づけを与えている。同研究は、GHQ/SCAPが「弾圧の処方」として山口県をテストケースとして位置づけたことを明らかにし、1949年1月から6月までの占領軍サイドの内部の議論を詳しく明らかにしている。そしてこれを(1)地域レベル(地方自治体と軍政チーム)、(2)中間レベル(第一軍団と第八軍司令部)、(3)司令部レベル(GHQ/SCAPの参謀部・幕僚部と日本政府の各省庁)の三層から把握することによって、この第二期について、地域 中間 司令部レベルの交渉関係を基軸に、在日朝鮮人の民族自主権をめぐる政治史を明らかにしている。先行研究による以上の第一期と第二期に対する史的把握は、占領当局が参謀部・幕僚部のレベルにおいて、(1)朝連解体の計画化に際して山口県をテストケースとして位置づけていく動向と、(2)山口県単独での朝鮮人教育権剥奪 朝鮮学校閉鎖 を検討していたことを明らかにしてきた。

一方、GHQ/SCAP文書を中心とした先行研究は、米国占領政策の帰着として日本主体を描いていくものであり、GHQ/SCAP文書を中心とした史料の性格にも狭く規定され、日本の朝鮮支配との関心において考察したものとはなっていないポイントを指摘できる。さらに、在日朝鮮人主体との関係については、副次的な位置づけにとどまり、GHQ/SCAP側の史料と認識に基づいた叙述によって大きく制約されてきた。また、研究を支える分析視角については、米ソ冷戦体制と「単一民族国家」論批判という視角に基づいた叙述によって結論づけられ、在日朝鮮人をめぐる諸問題を日本の国内問題としてとらえるという点においては、日本政府の認識枠組みを反復してきた⁷⁾。本稿では、以上の先行研究を継承し、日本の朝鮮支配との関心において、新たな分析を求めている。

(3) 口述資料と史料

以上の先行研究が明らかにしてきた地平に対して、2000年に刊行された『山口県史 史料篇 現代二』は、更にいくつかの興味深い指摘を並置してきた。その中心的な田中龍夫元県知事の口述資料を主に四つの点から指摘してみたい⁸⁾。口述資料引用は、前掲「民選知事の誕生 田中龍夫元知事が語る」からであり、掲載されている頁数を括弧内に付した。

(一) 山口県知事公室での朝鮮情報室設置と『朝鮮情報』の発行

知事になってからね、真っ先に知事部局にね、朝鮮情報室という室を作って、山崎君⁹⁾というのがね、朝鮮語がうまいのがあって。昔は朝鮮人よりも山口県人の方が朝鮮語がうまいんですからね。だって朝鮮人というものはね、日本が朝鮮統治の時には向こうの学生には教えないだろう。それから山口県の警察部というのは、朝鮮の家の中に潜って情報取って歩くのが本務ですから、朝鮮人より朝鮮語がうまいんですよ。〔23頁〕

朝鮮総督府、台湾総督府にはねえ……。こと朝鮮総督府については、小学校も朝鮮だし、中学校も、大学も京城〔現ソウル〕の大学だし、就職も朝鮮総督府だというような、あれですよ、橋本〔橋本正之〕¹⁰⁾とか何とかは、みんなそんな連中だもんね。その連中がみんな首になっちゃったんですよ。だから総督府にやあ、優秀な人がおるんですよ。今言った山崎君なんてのは、ほんとに朝鮮人より朝鮮語がうまいんだから。それで、中波と短波とをね、知事室にね、ラジオで傍受してね。それで、それを「朝鮮情報」という、総理大臣と外務大臣、法務大臣、まあ、一〇くらい作って、そいつをいつも内閣に出しておったんだね。〔24頁〕

(二) 朝鮮総督府人脈の利用 部長・課長クラスへの言及

私が軍需省の出身で、それでたまたま、まあ、私の所管のところに朝鮮総督もあれば台湾総督もあったから。〔24頁〕

あれ、松永常一君¹¹⁾なんてのが、その時の知事部局でもって第一線を受け持って、朝鮮人学校の閉鎖に行ったものですよ、彼らはね。それで県庁の連中というのは、みんな勇躍して朝鮮人学校の閉鎖に行ったものですよ。山口県から問題が起きた。そりゃもう、山口県から全国最初に問題

が起きて。なにしろ県庁をね、一万人からの朝鮮人に囲まれちゃってね。どうも、動きもすぎきもならないんだからね。それでね、山口県じゃあね、県の部長だろうが課長だろうが、朝鮮語ペラペラだからね。この間まで朝鮮総督府に勤務していた者が、部長なり何なりしているわけだから。橋本君とか何とかいうのは、まあ、勇躍して、そういう連中のところに行って交渉したりなんかしてね。〔26-27頁〕

(三) 反民族行為処罰法による親日派日本逃亡への言及

それから初めは、李承晩がですね、民族反逆者処罰法^{ママ}と言って、帰国してから知日派、日本に対して協力しておった連中をみんな朝鮮半島から追っ払うと言う。だから向こうにおった在留の邦人も逃げて来るし、そのうちに今度は政争がひどくなってくると、共産党と朝鮮半島における反李承晩派ですが、これをまた追っ払う。共産党は朝鮮半島から追われてくるし、親日派は逃げて来るし、それと十七日間以上の遅配・欠配であるし。これはまあ、ほんとに今考えてみただけでもゾツとするような状態でした。〔17頁〕

(四) 韓国政府亡命政権の打診の言及¹²⁾

〔前略 筆者註〕……釜山の北のね、洛東江の川の所まで北朝鮮軍が来てね。それで、このまま行ったらば、釜山は第二のダンケルクになると。そういった時にどうするかという問題ですが、外務省の方から電報が入ってね、韓国政府は六万人の亡命政権を山口県に作るということを希望しとると。〔25頁〕

それでまた久原さん¹³⁾にお願いして、総司令部の方へ行って、それでマッカーサーに会ってもらって、それでマッカーサーの方から西海岸の方の仁川にね、占領軍を敵前上陸してもらって、それでようやく初めて洛東江まで攻め込んで来られた状態が逆にのっぴきならなくなって、そこから撤退して行ったんだねえ。〔25-26頁〕

「地域」「植民地支配」「米国」に関わる以上の諸論点は、実証的検証という点では何らの裏付けなく、研究の進展如何にかかっている¹⁴⁾。本稿では、(1) 第一期として占領初期の戦後改革 新憲法・公職追放等 を

念頭においた1946年・1947年期をとりあげ、県人事部門の展開を朝鮮支配との関係から検討を進める。また、(2) 第二期として司法部門と朝鮮支配との関係から検討を進め、1949年期の下関八・二〇事件¹⁵⁾への考察を進めていく。

本稿は現在利用可能な六つの主要史料によって構成されている。第一期に関して、(1) 山口県総務部人事課による県人事に関する簿冊¹⁶⁾（山口県文書館蔵）をとりあげる。第二期に関しては、政治史関係の文書として、(2) 終戦連絡中国事務局および中国連絡調整事務局に関する文書¹⁷⁾（外務省外交史料館蔵）、(3) 終戦連絡横浜事務局文書（国立国会図書館憲政資料室蔵）をとりあげる。更に検察資料として、(4) 検察研究所『新刑訴運営状況調査資料その五』（検察研究所資料第23号、検察研究所、1951年1月）¹⁸⁾をとりあげ、警察資料として、(5) 国家地方警察本部刑事部捜査課編『群衆犯捜査の検討』（刑事警察資料第2巻、国家地方警察本部刑事部捜査課、1950年）¹⁹⁾、(6) 国警山口県本部捜査課『下関事件を顧みて』（謄写版、1949年11月）²⁰⁾をとりあげる。六つの主要史料は研究史において使われていないものとして、また、数十年を経て研究素材としてようやく立ちあがってきたものとして史料の可能性を指摘しておきたい。

にもかかわらず、本稿における史料的制約として、(1) 田中龍夫元県知事が証言している『朝鮮情報』が未公開・未見の状態にあること、(2) 外務省外交史料館が所蔵する中国連絡調整事務局『執務半月報』のうち未公開部分が存在することを挙げておかねばならない。現在利用不可能なものとして指摘しておく。

なお朝鮮総督府官吏の職歴については、『朝鮮総督府官報』（朝鮮総督府官報活用システム）、『朝鮮総督府及所属官署職員録』（国史編纂委員会データベース）を参照し、県人事部門については、『山口県報』、『山口県職員録』を参照している。司法部門については、『司法部職員録』、『裁判所・法務省・検察庁職員録』、『司法大観』の各年度刊行分を参照した。また本文と脚注の強調点は、全て筆者によるものである。

二、県人事部門 朝鮮総督府官吏の任用から登用へ

(1) 実務者レベル

本節では、史料として山口県総務部人事課『外地引揚官公吏任用一件 昭和二十二年以降昭和二十六年まで』をとりあげ、敗戦後の山口県における朝鮮総督府官吏の任用についての考察を進める²¹⁾。

1946年10月16日、外務省管理局長は山口県知事に対して、「外地引揚官公吏任用報告方依頼の件」との通達を發し、この指示に従って、県は以後外務省に対して、植民地・占領地元官吏らの任用状況について、月例報告を実施することとなった。同通達は、「外地引揚官公吏の任用については過般来格別の御高配を煩はしているが九月末日現在までに貴庁に任用になった此等引揚官公吏（教職員及警察官を含む）につき貴管下各官衙へも御連絡の上各官衙別に…〔中略〕…御報告願いたい」と通知している²²⁾。第一回の月例報告は、1945年にさかのぼって1946年9月末日までを対象とし、以後は一ヶ月毎の報告を求めた。

任用の時期について、任用数の最も多い二つの部署 警察部門と教員部門に即してみると、前者の警察部門 警部、警部補、巡查部長、巡查等

表1 警察部門：植民地・占領地官吏の任用状況

(山口県)

統治機構	1945年	1946年	1947年	1948年	計
朝鮮	8名	78名	35名	4名	125名
台湾		18名	8名		26名
「満州国」		10名	7名		17名
南洋		1名	2名		3名
中国			1名		1名
外務省警察		9名	4名		13名
関東軍			4名		4名
任用者総数	8名	116名	61名	4名	189名

出典：山口県総務部人事課『外地引揚官公吏任用一件』

の植民地・占領地

駐在警察官の任用は1945年に8名、1946年に116名、1947年に61名、1948年に4名となっており、1947年には任用がほぼ完了し、また1946年に最も

多数の任用があった点を指摘できる。同簿冊の記録によると、そのうち朝鮮総督府警察部門から山口県警察部門への新たな任用者は128名（消防関係3名含む）であり、警察署員任用者は99名であるが、その内わけは、前歴官職中、朝鮮総督府警部9名、同警部補14名、同巡查部長10名、同巡查66名に対して、新たな任用においては山口県警部補2名、同巡查部長7名、同巡查90名となっており、植民地・占領地駐在警察官の国内任用という新たな状況の中で、一般的に、前歴に対しての格下げが実施されている。その逆の含意は、新たな山口県巡查部長、巡查任用者に、かつての朝鮮総督府警部、警部補経歴者が一定の割合で存在したことを意味する。なお、警察部門の任用は、県による任用を対象とし、政府（国費）による任用を対象としていないため山口県下の全体規模を反映しないことに留意しつつ上記の点を指摘しておく。

また教員部門

表2 教員部門：植民地・占領地官吏の任用状況

（山口県）

校長，訓導，
講師等 では，
1945年に8名，
1946年に438名，
1947年に438名，
1948年に19名の任用が行われている。
1947年には任用が
ほぼ完了するとと

統治機構	1945年	1946年	1947年	1948年	計
朝鮮	8名	325名	199名	8名	540名
台湾		74名	123名		197名
「満州国」		14名	93名	8名	115名
関東州		1名	5名	1名	7名
南洋		3名	3名		6名
中国		21名	15名		36名
出身不詳				2名	2名
任用者総数	8名	438名	438名	19名	903名

出典：山口県総務部人事課『外地引揚官公吏任用一件』

もに、1946年と1947年に同規模の任用が行われ、1946年は朝鮮関係者、1947年には台湾、「満州国」関係者の任用の比率が高い特徴を示した²³⁾。

植民地・占領地からの新規任用者の全体1311名に対して、朝鮮関係者
朝鮮総督府官吏，道官吏等 は801名であり、約六割を占めた。朝鮮関係者の任用者多数の部局は、教員関係540名、警察関係128名、経済部関係39名、土木部関係20名、地方事務所20名となっている。さらに、知事

表3 県人事部門：植民地・占領地官吏の任用状況 (山口県)

部局の系統	知事官房 知事公室	総務部	教育部	民生部	衛生部	経済部	労働部	土木部
朝鮮	1名	10名	2名	12名	16名	39名	7名	20名
台湾		2名	1名	3名	2名	7名	2名	4名
「満州国」		1名	1名	4名	1名	11名	1名	7名
関東州								1名
南洋		2名			2名	2名		4名
中国			1名		1名	3名		
サハリン						1名		
ソビエト連邦						1名		
外務省警察								
関東軍								
不詳								
総数	1名	15名	5名	19名	22名	64名	10名	36名

建築部	農地部	出納部	警察部	地方 事務所	その他	小計	教員	計
	3名		128名	20名	3名	261名	540名	801名
			27名	2名		50名	197名	245名
			17名	1名	1名	45名	115名	163名
						1名	7名	8名
	7名	1名	3名			21名	6名	27名
4名	1名		1名			11名	36名	46名
						1名		1名
			13名			1名		1名
			4名			13名		13名
						4名		4名
							2名	2名
4名	11名	1名	193名	23名	4名	408名	903名	1,311名

出典：山口県総務部人事課『外地引揚官公吏任用一件』

公室（1948年に県政室を改称）と総務部（1947年に内務部を改称）という県首脳の補佐部門に関しては、任用者全体16名に対して、朝鮮関係者は11名を占めている。この県首脳の補佐部門 知事公室と総務部 への考

植民地支配体制と分断体制の矛盾の展開（鄭）

表4 知事公室・総務部部門：植民地・占領地官吏の任用状況（山口県）

任用者	任用日	任用	前任地等	前任
宮野常治	1946年5月24日	県調査課	南洋	南洋庁東部支庁
永吉 保	1946年5月31日	県涉外課	台湾	台南州知事官房文書課
中原龍雄	1946年6月15日	県涉外課	南洋	セレバス民政部經濟部商工課
阿部 壽	1946年7月1日	県涉外課	朝鮮	朝鮮総督府京畿道府
山崎福男	1946年7月3日	県厚生課 後に県地方課	朝鮮	全羅北道警察部高等警察課長
林 巖	1946年7月4日	県涉外課	朝鮮	慶尚南道知事官房
小幡 昇	1946年8月31日	県地方課	朝鮮	元山鉄道工場庶務課長
杉井鮮二	1946年8月31日	県地方課	朝鮮	朝鮮殖産銀行木浦支店
世良 實	1946年9月30日	県涉外課	朝鮮	慶尚北道青松郡
國弘二郎	1946年10月15日	県地方課	朝鮮	朝鮮馬事会
三浦 晃	1946年11月22日	県人事課	朝鮮	全羅北道井邑郡
来栖三郎	1946年11月28日	県調査課	朝鮮	朝鮮総督府総務部人事課
末田寅雄	1947年2月6日	県地方課	台湾	台湾総督府米穀局業務課
橋本正之	1947年3月	県総務部長 後に知事公室長兼務	朝鮮	朝鮮総督府鉱工局動員課， 内務省調査部第一課長，山 口県教育部長を経て現職
沼田正敏	1947年4月15日	県教学課 後に県人事課	朝鮮	朝鮮総督府殖産局鉱政課 (1942年現在)
吉田良助	1947年4月30日	県涉外課	「満州国」	陸軍倉庫新京支庫
高尾織二	1947年5月26日	県知事官房秘書係	朝鮮	大邱府庁
長田武雄	1947年5月31日	県涉外課	朝鮮	大田鉄道事務所電気課
鶴嶋信義	1948年1月31日	県統計課	朝鮮	忠清南道庁
大原清治	1948年11月現在 (『山口県職員録』)	県知事公室企画 調査係	朝鮮	大邱税務監督局 (1941年現在)

出典：山口県総務部人事課『外地引揚官吏任用一件』，『山口県職員録』，『山口篇人事興信録（昭和廿五年版）』。

察を通じて、実務者レベルでの任用について二つの側面から更に検討しよう。

(一) 朝鮮総督府官吏から山口県事務職へ

第一に、朝鮮総督府官吏から山口県事務職へという新たな実務において注目される展開として、県総務部人事課に吸収された三浦晃と沼田正敏が挙げられる。朝鮮総督府全羅北道郡属であった三浦晃は、1946年11月22日に県人事課に嘱託として直接着任している。1943年に朝鮮総督府地方官吏養成所を出て全羅北道に駐在した三浦晃は、県人事課に着任後、県庁内において「外地引揚官公吏任用報告」を県人事課主任の一人として携わり、外務省への報告事務を直接担当した。

また沼田正敏は1939年朝鮮総督府殖産局鉦山課に入り1942年殖産局鉦政課に所属したが、注目される点は、第一に殖産局鉦山課に事務官として橋本正之(後の県総務部長)が所属し沼田正敏が同じく鉦山課に所属したことであり、第二に敗戦後の県総務部長として橋本正之が着任した後に、県人事課職員として沼田正敏が任用されたことである。以上の県人事部門における展開は、県人事課そのものに朝鮮総督府官吏が積極的に吸収されるだけでなく、旧総督府官僚・橋本正之総務部長着任との直接的な連携が少なからず認められることである。その含意は、朝鮮総督府官吏の任用問題が、政治史の実務的な展開において、一定の目的としての性格を初期においてすでに持ち合わせたことに求められるだろう。

(二) 朝鮮総督府警察から山口県事務職へ

第二に、朝鮮総督府警察部門から山口県事務職への任用という展開に着目することによって県人事部門を検討してみると、この不規則な展開警察から警察へ、行政から行政へでない点に着目することによってその意味を検討してみよう。

その不規則性において主要な人物は山崎福男である。山崎福男は、1928年に新義州税関満浦鎮税関出張所監理として平安北道に駐在した後、1931年に平安北道警察部に入り、碧潼警察署、義州警察署、道警察部高等警察

課，新義州警察署でそれぞれ警部補を務めた。1936年に朝鮮總督府警務局図書課に所属し，朝鮮語検閲業務を直接担当した。1944年に道警視に任命され敗戦まで全羅北道高等警察課長を担当した。1946年7月3日に山口県民生部厚生課に任用された後，県地方課に所属し，1950年に県地方課と県秘書課を兼務している。また1951年に県地方課を離れて県秘書課職員を専務した²⁴⁾。

以上の諸点から注目されるポイントとして，第一に平安北道警察部という植民地国境管理の直接の警察担当者が敗戦後の山口県庁に吸収されていること，第二に朝鮮總督府警務局図書課という總督府庁における朝鮮支配の根幹的な実務者として位置してきたことである。また，第三に高等警察課長の前任者が山口県庁に吸収されていること，第四点に外国人登録令と団体等規正令を直接担当する県地方課に所属し，その実務を担当する立場にあったことを指摘しなければならない。

以上の四つのポイントに準ずる人事は，実務者レベルと部長レベルを問わず他にも總督府官吏登用 目的としての任用 が行われたが，山口県主体による主要な対在日朝鮮人統治の実践 外国人登録令と団体等規正令の実務に代表される行政部門と警察部門の一体化 をこの官吏登用の四つのポイントを基準として，植民地支配という歴史の縦軸において位置づけることは重要であるだろう。

(2) 部長レベル

(一) 県総務部長と市助役

以上の1947年に確立する県人事部門における官吏登用を監督する立場にあたる責任者として，橋本正之総務部長を挙げなければならない。1912年に山口県下松市で生れた橋本正之は，龍山中学校，京城帝国大学を出て，朝鮮總督府に入った總督府官僚として，事務職と警察部門の両方を任じた。日中戦争直後の1937年8月に朝鮮總督府道警視として忠清南道警察部警務課長に就任し，1938年5月に朝鮮總督府事務官として總督府殖産局鉱山課

に、後に総督府企画部に属し、朝鮮総督府本庁に出向した。1943年3月に道事務官として黄海道警察部長に就任する一方、1944年11月には朝鮮総督府工務官兼書記官として朝鮮総督府鉄鋼局に、1945年4月に朝鮮総督府鉱工局動員課に属した。敗戦とともに、朝鮮総督府から内務省事務官に任用され本省へ出向し、内務省調査部第一課長に就任した²⁵⁾。後に内務省調査部から調査局への機構改編にあたり山口県事務官に登用され、1946年11月山口県教育部長に着任²⁶⁾。1947年3月山口県総務部長に就任し、1948年知事公室設置後に知事公室長を兼務した²⁷⁾。

橋本正之の県総務部長就任という総督府官僚から県部長レベルへの人事の登用は、ひとり県のものではなく、山口県下各市レベルにおいても強い共通点が見いだされる。下関市助役鈴川壽男 旧京畿道知事・司政局長兼中樞院書記官長、宇部市助役星出壽雄 旧朝鮮総督府警務局警務課・前慶尚北道警察部長、光市助役山村仁策 旧平安南道警察部長・前全羅南道内務部長は、朝鮮総督府に入った総督府官僚として、事務職と警察部門の両方を任じている。また、鈴川壽男と星出壽雄は徴兵制施行準備委員会に加わるなど、直接、対朝鮮人軍事動員を担当した責任者であった。橋本正之の県総務部長就任と、各市レベルにおける前総督府の指導的官僚たちの着任は、いずれも植民地支配の横軸としての新しい質の権力の独占朝鮮総督府関係者の権力排除ではない本格的登用とその集中化

を、1947年を前後して確立させていくポイントを見いだすことができる。いずれも県・市レベルの責任者としての地位を付与されたポイントを指摘しなければならないだろう。

(二) 県知事選と公職適否審査

1947年4月5日に実施された初の県知事選は、立候補者多数のなかで、民主党・社会党・県政会のほか引揚者団体厚生会などの支持推薦のもとに保守系無所属として立候補した田中龍夫が当選を果たした²⁸⁾。得票数は19万6577票、有効投票数は50万4688票であった²⁹⁾。田中龍夫は、選挙の立候補に際して、久原房之助、児玉秀雄³⁰⁾らの後押しを受けていることがひろ

く明らかにされている³¹⁾。

ところが、田中龍夫の選挙当選は、「正式当選に決定しながら資格再審査のため田中龍夫氏の知事任命が予定より遅れている」と伝えられ、これへの対応のため「十五日朝、地方課長が上京」。「再審査にふれた理由は満鉄時代、企画院時代の担当事務に関するものとみられている〔強調筆者〕」と『防長新聞』は伝えている³²⁾。田中龍夫の県知事任用状（現、山口県政資料館蔵）によると、吉田茂首相は田中龍夫の県知事任命を1947年4月16日付で行なっている³³⁾。

山口県庁関係者に対する公職適否審査は、政府レベルと都道府県レベルの各委員会で執行されたが、県主要公職者と県公職審査委員に対する審査を政府レベルの公職適否審査中央委員会がこれを担当した³⁴⁾。「第二次公職追放」の一環として1947年1月から全国規模で執行された地方公職者に対する公職適否審査は、山口県関係者に関しては、初めに県公職審査委員に対する審査結果が1947年2月22日に公表され、続けて県主要公職者に対する審査が1947年3月7日より順次公表されている³⁵⁾。

山口県内における公職適否審査 県・市町村の主要公職者 は県地方課資格審査係を事務担当とし、1947年3月10日から15日にかけて第一回の適否審査を執行して、22日に審査結果が公表された。第一回審査では、審査人員2568名に対して、2563名が「非該当」に指定されている³⁶⁾。以後、占領期間を通じて県・市町村職員に対する公職適否審査が執行されたが、同審査の意義については、「この表は最も広く公表するものである。…〔中略〕…この表に掲載された者であって、資格審査の完了した者の調査表は関係市及び県公職適否審査委員会事務所において公衆が閲覧できる〔強調筆者〕」と規定している³⁷⁾。

（三）県知事着任後の部長登用

県総務部長・市助役への総督府官僚登用と田中龍夫県知事着任という1947年4月をうけて、新たな県人事の展開が確認できる。松永幹もとき経済部長と高尾織二知事官房秘書係（後に、山口県東京事務所長）の登用に着目し、

その意味を明らかにしていこう。

ポツダム宣言受諾後、朝鮮総督府の経歴を表面に出そうとすることは一般的に回避されたが、一定の転換点として1947年5月の松永幹の県経済部長就任が注目される。県知事選を経て5月に新たに県経済部長に就任した松永幹は、1910年長崎県に生まれ、東京帝国大学卒業後朝鮮総督府に入り、1936年朝鮮総督府道警視として忠清南道警察部警務課長に就任した³⁸⁾。1937年朝鮮総督府事務官として総督官房文書課と資源課に所属し、1942年6月朝鮮総督府道事務官に任命されて慶尚南道警察部長を二年間にわたってつとめた。1944年6月に朝鮮総督府書記官に任命され朝鮮総督府農商局商務課長、生活物資課長を担当し、敗戦をまたいで1947年5月に山口県経済部長に着任している³⁹⁾。1948年11月現在⁴⁰⁾では県経済部長から政府部門への人事異動となったが、主要執務として、1948年7月に芦田首相と来栖経済安定本部総務長官の県視察に、県知事、県副知事、県総務部長らとともに会見した⁴¹⁾。

ここで注目されるポイントは、第一に橋本正之総務部長との近い連繋において前総督府官僚・松永幹の県経済部長着任が行われていることである。また、第二にかつての警察部門の責任者が行政部門にまたがって登用されていること、治安部門と経済部門の一体化の路線、第三に県内出身者ではない他県出身者が新たに山口県庁に吸収されていること、第四点に朝鮮総督府所属の前歴を表面化させる段階に入ったことを指摘しなければならないだろう。『防長新聞』が、「氏は長崎県出身、終戦前まで朝鮮総督府農商局商務課長」と伝えているポイントは重要である⁴²⁾。県総務部長・市助役レベルでの展開と田中龍夫県知事着任という4月期の一定の段階性を経て、1947年5月をもって、ポツダム宣言下における朝鮮総督府官僚登用の本格的実践期としてこれを位置づけることができるだろう。

以上の四つのポイントに準ずる主要な県人事として、高尾織二が注目される。高尾織二は1905年静岡県磐田郡に生まれ、岡崎師範卒業後、愛知県、静岡県での学校訓導を経て、1929年から1945年に慶尚北道で教育部門と警

察部門を担当した。1929年より慶尚北道の普通学校訓導に就任するとともに、1937年慶尚北道内務部学務課視学に就任して視学と訓導を兼務し、1940年道学務課視学を専務した。1943年慶尚北道属兼慶尚北道警部に任命され、道官房庶務課長、大邱府総務課長をつとめた⁴³。敗戦後は大邱府庁理事官前任者として1947年5月26日に山口県知事官房秘書係に直接任用された。続けて下関渉外事務局長を経て、1949年に山口県東京事務所が設置されると県東京事務所長に就任して連絡事務を担当した⁴⁴。高尾織二着任にみるべきポイントとして、第一に松永幹経済部長着任と同時点でなされた県人事 その段階性 として、第二に以後の朝鮮戦争期を通じて 県 政府間、県 総司令部間の連絡事務を一貫して担当する立場にあったことの意味において、「地域」「植民地支配」「米国」を結びつけようとする根幹的な実務者の展開としてこれを把握することが可能だろう。

三、間接介入と直接介入

(1) 県 軍政部関係および県 政府関係

先行研究を通じて、山口軍政部および第八軍による对在日朝鮮人統治の実践 とりわけ教育部門と治安部門 に関する研究は多くの蓄積がある⁴⁵。本節では朝鮮総督府官吏への地位の付与という第一期の展開を、さらに司法部門 地方裁判所、地方検察庁、国家地方警察山口県本部、自治体警察 へと考察対象を拡げることによって、1948年後半期以後の植民地支配体制と分断体制の結びつき 对在日朝鮮人統治の実践 への検討を進めていく。

本稿の主題である日本主体による对在日朝鮮人統治の実践を分析的にとらえるにあたって、本節では、朝鮮独立の意義を継続して否定せんとする植民地支配体制 独立の否定 と、第二次大戦後の朝鮮分断化を分担せんとする分断体制 統一の否定 の結びつきを検討するが、その際、この二つの結びつきを有機的にとらえるポイントとして、日本主体による

朝鮮問題への間接介入と直接介入という二層の統治路線への検討を進めていく。本節は、間接介入 独立の否定 と、直接介入 統一の否定 の二層の統治路線への検討を通じて、植民地支配体制と分断体制の結びつきを矛盾として把握するポイントを求めている。さらに本節では、この二つの結びつきを、調和的な二層の結びつきとしてでなく、両者が本質的に結びつかない すなわち一体化しえない 動的な矛盾の展開として把握する立場に立脚している。

(一) 南朝鮮単独選挙単独政府樹立

中国軍政部は山口軍政部に対し1947年4月8日付で「教職員の除去及び就職禁止等に関する政令」(発学62号)に基き、日本の非軍事化の一環として出した教育部門への指令を朝鮮人教育部門へも拡大させ、日本側の指導に服させることを命じた⁴⁶⁾。さらに山口軍政部の指示下に山口県教育部が1947年9月以来数度にわたって、朝鮮人側へ日本の学校教育制度に服することを指令する。対して、ポツダム宣言等国际協定の履行と朝鮮人自主教育を求める朝連(在日本朝鮮人連盟)は、1948年3月31日に山口県庁において県との団体交渉を開催した⁴⁷⁾。この朝鮮人教育権の地位に関する交渉は、神戸での米軍直接介入によって、政府レベルでは、朝鮮人教育が手続きにおいて日本の学校教育制度に従うこと、日本側が朝鮮人自主教育を承認することの妥結点 五・五覚書 に達した⁴⁸⁾。

朝連山口県本部と各支部では再び重要な集会 単選挙政絶対反対救国山口県朝鮮人民大会 を1948年5月6日に山口市内において予定した。だが、5月10日に執行予定の国連監視下における南朝鮮単独選挙を目前にして、第八軍は山口県知事を通じて集会の禁止を指令し、県は集会に向かう交通手段に制限をかけた⁴⁹⁾。民青(在日本朝鮮民主青年同盟)代表者金舜甲らは5月6日に県庁で田中龍夫県知事と会見し、軍政部指令につき詳細説明を求め、今大会が南朝鮮総選挙を控えて朝鮮の統一政府樹立を要望するものであると表明している⁵⁰⁾。対して県知事は再び第八軍命令として指令を出し、翌5月7日朝連下関小学校における集会も禁止させた⁵¹⁾。南朝鮮単

独選挙の執行日である5月10日、県知事は「本日山口軍政部を通じて第八軍司令官からさきに発せられた朝鮮人デモ禁止命令を解除する旨通知があったのでここにこれを通知する。五月十日 山口県知事」と指令している⁵²⁾。

以上の諸点から、大韓民国樹立を進めた米国が、単独選挙単独政府樹立に反対する動きを封じ込めるべく日本側へ働きかけつつあること 植民地独立問題に前支配国が関わること が重要である。米国は9月の朝鮮民主主義人民共和国樹立後、在日朝鮮人の地位全般に対する直接的統治をより強化してポツダム勅令第311号（連合軍占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令）を通じた封じ込め 人民共和国国旗使用等に対する制裁 をすすめる一方、大韓民国樹立後の米軍撤兵をにらみつつ日本での对在日朝鮮人統治の既成の基準を引き上げた⁵³⁾。このなかで米国はポツダム宣言下の日本の立場を朝鮮分断の一角に据える条件の転換 朝鮮分断化に権力を分担させる をすすめるポイントを指摘できるだろう。

（二）山口県の对在日朝鮮人統治路線

1949年2月2日、岡山県庁において中国五県知事会議と中国連絡調整事務局第三回連絡調整委員会第一部会が開催され、田中龍夫山口県知事は「朝鮮情勢について〔強調筆者〕」というテーマで報告を行っている⁵⁴⁾。同会議は、政府出先機関長と中国五県知事との直接の会合の場という主要な性格 地方と政府を結ぶ目的 を有した。

会議を筆記した中国連絡調整事務局の報告書は次のようである。「殊に問題は朝鮮人学校である。本件に関し山口県知事より左の発言があった。山口には右の朝鮮人学校があり昨年の神戸其他全国の朝鮮人学校問題の発端地となったが当時文部省と朝連との不徹底な妥協によって閉鎖命令も御破算になって了った。山口県内の騒擾事件には大抵朝鮮人生徒が関係して居り彼等は捨身の行動に出るので M, P, も手がつけられぬ状況にある。況や日本側警察は二三百のピストルしかない状況で全精力が無い。最近下関

の北鮮国旗掲揚問題に端を發し暴動に参加した。朝鮮人学校の閉鎖方県に示唆があったが県が実行するとなれば相当の困乱を覚悟せねばならぬ。軍政部側も其の後稍々責任回避の傾向があり閣議も開いて貰ったが埒があかぬ目下司令部で研究中の様であるが何れにせよ今後朝鮮人学校問題を知事が処理することになると仲々厄介である。中央でも確固たる方針を樹立することが望ましい〔強調筆者〕⁵⁵⁾。同報告書は続けて、「岡山県知事よりも現在一朝鮮人学校で共産党教育をやっている疑があるが証拠をあげることが難しいので建築物違反で閉鎖したらどうかと言う軍政部の指示があり取扱いに困っている旨説明があった」とレポートしている⁵⁶⁾。

ここで注目されるポイントは、第一に前年山口県教育部の朝鮮学校閉鎖命令が県首脳にとって計画的既定路線であったこと、第二に文部省と朝連との覚書 五・五覚書 を「不徹底な妥協」と評価し、山口県が閉鎖をあくまで目的のレベルで追求していることである。また、第三に山口軍政部が1949年2月期までに朝鮮学校閉鎖指示を山口県に対して行なった事実があること⁵⁷⁾、第四に田中県知事が「責任」という説明を用いつつ、山口軍政部の立場を「責任回避の方向」とみなして軍政部に不満を表明したこと、最後に田中県知事が1949年2月期の認識として「騒擾事件」という説明によって認識をストレートに表明していることが注目される。なぜなら山口県下において騒擾罪に関わる事件は、敗戦後一貫して起っておらず、政策サイドにおいてもそれへの初適用は1949年8月の下関八・二〇事件を待たなければならなかったからである。

さらに、同報告書後段では続けて、「山口県知事より朝鮮の状況につき左の情報があった。同県は地理的關係より朝鮮の情報がすぐピンと響くが情報も二三ヶ月も前から伝わってそれが今日迄の所事実となってあらわれている。例えば済州島の暴動事件旧正月前後に三十八度線を越えて北鮮軍が侵入する企図等早くから情報が入っていた。今度は四月頃山口県のテロ化をやると言う情報が入っている。又反民族行為処断法は左翼分子が親日即親米系分子の肅清を狙って国会を通過させたもので李大統領は反対で

あったが圧迫により遂に署名させられた。右肅清の結果一月一六日京城都市警察副長李九範及駐日大使候補趙東一の両名が亡命の為山口県へ密航しCICへ自首して出た。彼等は今東京へ送られているが尚百名以上が亡命の機を狙って釜山方面に待機している由である。之等の取扱をどうするかは仲々難しい問題で米側でも困っている様である〔強調筆者〕とレポートしている⁵⁸⁾。

李九範は1935年京畿道警察部驪州警察署に警部補として勤務し、1937年から京畿道警察部高等警察課に警部補として所属した⁵⁹⁾。また45年以後は、ソウル市開城警察署長、本町警察署長、首都警察庁副庁長をつとめた⁶⁰⁾。同時期（49年1月）に釜山発の情報として『東亜日報』では、「釜山に潜伏中であった反民特委嫌疑者李九範は18日日本東京に逃亡したという。全南出身李英介⁶¹⁾の紹介で逃避したといい李英介も朴春琴の部下で反民族嫌疑者である」〔原文朝鮮語・筆者訳〕と伝えて主要な関連性を示している⁶²⁾。

(2) 下関八・二〇事件

2月2日中国地方レベルでの首脳会議を前後して、県・政府機関（出先機関含む）主体による朝鮮人活動全般に対する介入は1949年1月期以降、水準の引き上げがみられる。朝鮮の独立問題が政府樹立という新しい段階への発展へと立ち入ったことを念頭に置きながら考察を進めよう⁶³⁾。

(一) 朝鮮総督府司法部門から山口県下司法部門へ

県人事部門と合わせて重要なポイントのひとつは司法部門の人事である。実際の裁判に関する事例のみならず、逮捕状請求をはじめとしてより日常的な展開までを見通した考察が求められるが、とりわけ司法部門の公職追放対象除外の展開をふまえるとき、県人事部門以上に朝鮮総督府官吏登用の連続的で直線的な性格 植民地支配の縦軸 を一層強く示したといえるだろう⁶⁴⁾。

敗戦後、山口地方検察庁下関支部に着任したのは、二人の朝鮮総督府検

事前任者、堤房治 前光州地方法院木浦支庁検事、大町和左吉 前海州地方法院検事正であった。二人の強い共通点は、堤房治が1916年から朝鮮総督府官吏に任用され約30年間の植民地駐在経験をもち、また検事としても1935年の任用以来約10年間の経験を有し、大町和左吉が1926年から約20年間の駐在経験をもつという一定の経験の長さであった。とりわけ大町和左吉は植民地における思想検事として、独立運動、社会主義運動を取締る治安部門 治安維持法のほか騒擾罪を含む を直接担当した当事者であった⁶⁵⁾。ほか山口地方検察庁にはもう二人の総督府出身検事として今池喜代美 前大田地方法院江景支庁検事、有重保 前京城地方法院検事代理が着任している。

また裁判所レベル、とりわけ山口地方裁判所下関支部では、朝鮮総督府判事前任者として、1946年8月に三好昇判事 前京城地方法院判事、1948年2月に黒川四海判事 旧平壤地方法院検事代理・前大田地方法院判事がそれぞれ着任している。検察部門、裁判所部門ともに、警察部門の任用と同じく、前歴に対しての格下げが一般的に認められる一方で、その作用として朝鮮支配の実務経験者が新たに現場の対面関係のレベル 司法部門の二つの下関支部 に集中化している点を指摘できるだろう。

後述する下関八・二〇事件は、検察部門では、取調主任を堤房治検事と有重保検事が受けもち、大町和左吉検事が検察側連絡係を担当しつつ、裁判所部門では主任判事として三好昇判事、阿座上遜判事 前西安地方法院次長(満州国法院)の両判事が担当した⁶⁶⁾。以上の諸点からは、朝鮮支配の実務経験と方法に従った計画的な性格とともに、一定の攻撃的な性格 のちの騒擾罪適用 を指摘しなければならないだろう。つづく考察対象である、松浦英雄次席検事⁶⁷⁾による『下関騒擾関係事件総合報告』(1949年9月30日)は、これら司法部門による対在日朝鮮人統治の実践を直接反映させた史料としてこれを位置づけることができるだろう。

(二) 1949年1月期以後の計画化

『下関騒擾関係事件総合報告』は、その冒頭で、「下関事件発生に至る

までの連盟，民団の動向」という年表式の日誌を掲載し，県下の朝鮮人運動全般に関する動静を全体で81件レポートしている。1949年1月から情報収集を本格化させており，1月から8月にかけて1ヶ月当り約10件のペースでこれを記録している⁶⁸⁾。その関心の所在は，第一に大韓民国樹立後の県下の居留民団（在日本大韓民国居留民団）本部・支部結成状況と大韓民国国民登録実施問題，第二に朝連・民青の朝鮮民主主義人民共和国支持と大韓民国否認・民団結成反対行動，第三に団体等規正令の運用への関心がみられる⁶⁹⁾。田中県知事が首脳レベルで教育権を問題化したのと対照的に，この検察側レポートは団体活動への監視を主目的とした点，軍政部に言及のない点に主たる特徴がある。

上記の第一点 民団山口県本部・支部の活動全般への監視 に関しては，重要なレポート（日付順）として，次の三件の項目が注目される。

5月15日 「民団中総よりの指令によって次の調査を開始した。(1) 反民族行為処罰法該当者 (2) 共産系暴力分子の調査 (3) 朝鮮人教育機関調査〔強調筆者〕」

7月11日 「民団の使命を次の如く決定 (1) 連盟役員及び反動分子の不正摘発 (2) 民団下部組織の強化促進 (3) 帰国者の斡旋 (4) 失業者救済事業対策 (5) 日本人小学校に児童の転校斡旋〔強調筆者〕」

8月11日 「民団の壁新聞，「登録の拒否は韓民の権利放棄」と題して在外国民登録制度の目的等を説明し，登録申請方を勧告する記事を掲載」

また，上記の第二点と第三点に関しては，次の項目が重要である。

7月4日 「㊦西部地区委員会の構成員役員等の届出。姜海洙他五十三名の構成員を団体等規正令によって届出，朝鮮人の㊦党员として大量表面に出た〔強調筆者〕」〔ママ〕

以上の共通点として，第一に検察側が核心的に民団の動向を把握しているポイントを指摘しなければならないだろう。第二に検察側の強い関心の

所在として、団体等規正令による団体構成員届出　この場合、共産党地区委員会　が監視実務の一環であることが表明されている。団体等規正令の強調は、反面で、朝連・民青の動向把握が困難であることの裏づけでもあった。

朝連 民団間の朝鮮の独立問題　統一の問題　をめぐる政治闘争のなかで、1949年7月31日に民団宇部支部結成をめぐって衝突し、双方に負傷者が出て、検察は暴行・傷害事犯で取調べ　担当主任有重保検事　を実施し、公判請求を行なった。このとき検察側は、朝連から民団に対して、「九月が来たら朝鮮は全部人民共和国になる。その時はお前達民団の者は一人残らず朝鮮に強制送還して死刑に処してやる」と暗に「朝鮮の九月革命」をほのめかして脅迫した事実がある」と指摘し、刑事的側面以上に政治的側面をより重視している⁷⁰⁾。

8月15日、朝連は八・一五解放四周年記念の集会を朝連下関小学校で開催し、民団は韓国独立一周年記念祝賀大会を下関市内で開催した。この日、民団の市内パレードの際、トラックが朝連下関支部大坪分会が設置した祝賀アーチを損壊するに至り、その後民団側パレードが小野田、宇部両市に向かったことを原因として、小野田市で朝連 民団間が衝突し、小野田市署は民団側を保護するとして署内に收容した。検察側レポートは、このときの朝連による警察署への抗議として、「下関アーチ事件の暴行者の処置を如何にするか、本件不祥事は民団側の挑発によるものであり、飽く迄朝鮮同胞間の事件であるから吾々において解決する、民団員を引渡せ、警察は一切手を引け等と不当の抗議を提出した〔強調筆者〕」と評価している⁷¹⁾。つづく8月20日に下関市内で民団側による朝連員に対する殺傷未遂事件が発生し、対して朝連側が民団事務所、居宅を攻撃する事件に発展して、朝連 民団間は再び大きく衝突した。これに対して、下関市西署は民団側幹部からの聴取を実施し、国家地方警察山口県本部捜査課が動いて、朝連側の検挙・強制捜査に乗り出す一方、検察側は山口地検下関支部大町和左吉検事(支部長)、堤房治検事が現場に入り、本庁から松浦英雄次席

検事が派遣されて指揮をとっている⁷²⁾。

警察・検察合同捜査は、居留民団を利用した騒擾罪発動 日本主体による朝鮮問題への直接介入 によって統治水準を引き上げ、更に統治方法 間接介入から直接介入へ を転換させ、朝連関係者（指導者層・活動家層）に対する逮捕・収容を一挙にすすめた⁷³⁾。この下関八・二〇事件の影響力を利用した総司令部と日本政府は団体等規正令の発動を決定し、1949年9月8日、朝連と民青を団体解散に追い込んだ。

（三）騒擾罪の発動

警察・検察関係者が騒擾罪の発動を如何に決定し、その正当化事由は如何なるものだったのだろうか。下関八・二〇事件の重要なポイントは、朝連 民団間の衝突に騒擾罪を直接適用し、朝連関係者の総検挙と長期収容を実施したことに求められる⁷⁴⁾。なぜなら、敗戦後日本における騒擾罪発動は、政策サイドにおいても対権力機関への抵抗に対する騒擾罪適用

1948年4月大阪事件・神戸事件、1949年1月益田事件、1949年6月平事件 を行った事例があったが、下関八・二〇事件はこの要件を全く満たさなかったからである⁷⁵⁾。

騒擾罪発動を決定したのは、事件直後の現場の国家地方警察山口県本部捜査課と山口地方検察庁下関支部であった。現在明らかになっている四つの主要なポイントは、第一に騒擾罪発動を国警捜査課と地検支部が二者間で決定したこと、第二に騒擾罪適用に対しては検事の中から異論が存在したことである。また、第三に事件に関して法務府が騒擾罪適用の積極的判断を行わなかったこと、第四にその事実を1949年11月時点まで国警県本部捜査課の責任者山崎正男⁷⁶⁾は把握せず、彼らは法務府が騒擾罪適用の通牒を発したものと理解していたことの四点である。

国警捜査課長山崎正男の口述資料 群集犯罪捜査研究会（1949年11月11日・12日）での発言 はこのときの警察 検察関係の一端を示している。山崎正男の発言をひろってみよう。その第一のポイントについては、「大坪町という所は鮮人が相当多数分散して住んで居る。そうして又泥棒

町といったような部落があるのですが、私の考えるには大坪町ばかりでない、各地から相当朝鮮人が来る。そうすると大坪町の地方の静謐を害したということは当然考えられる。それで若しこれを傷害とか、或は暴行とかいったような事件でこれを検挙するということになったんでは、なかなか証人の関係とか、或は被害者の関係とか、それから被疑者の関係とか、そういうようなことでなかなかむづかしい、これは騒擾一本でやった方がたやすく解決がつこうと思う〔強調筆者〕と、騒擾罪適用の正当化事由を説明している⁷⁷⁾。続けて、「下関の検察庁の検事さんがお出でになりましたので私共の計画等も一応申上げたところが、「それはまあ私も実はそう考えて居る、これは騒擾罪でやろうではないか」そういうように意見が一応一致した」と二者関係の合意を明らかにしている⁷⁸⁾。

一方、第二のポイントについては騒擾罪適用をめぐる、「或る検事さんが「これはどうも騒擾罪ではむづかしいと思う...〔中略〕...何れにしても朝鮮人同士の一応喧嘩ではないか、だからこれは暴行傷害、所謂暴力行為と傷害罪でやるのが至当だろう〔強調筆者〕」こういう検事さんの一応異論が出て来た」と検事の異論を引きつつ、山崎捜査課長は、「地方の静謐を害したということは当然考えられる、それであるから傷害、暴力行為でやるということは困る。どうしても騒擾一本でやらなければもう捜査もむづかしい、ああやって何百人も引っ張り傷害暴力行為で洗い出すということは時間がかかる、騒擾ならばわけはない、騒擾一本で行こうではないかということを下関検察庁と打合せをして居るのだから、是非騒擾罪一本でやって貰いたい〔強調筆者〕」と主張し、騒擾罪発動を改めて正当化した⁷⁹⁾。

さらに第三・第四のポイントについては、群集犯罪捜査研究会席上、最高検察庁出射義夫検事が、法務府は「あの場合は通牒を出さなかった〔強調筆者〕」と発言しており重要である。一方の山崎捜査課長は、「山口の方の検察庁に騒擾罪ということで法務府から何かの御指示があったのではございませんか」とのすれ違った認識水準を示した⁸⁰⁾。

騒擾罪発動に対して異論を提起した検事の立場　暴行・傷害事犯の路線　とは、事件を従来の統治路線において取締るべきという表明であるのだが、それは統治方法　間接介入か直接介入　をめぐる争いの一環であるとともに、朝連　民団間の衝突に朝鮮独立問題の政治的意義を積極的に否定する面を強みとしていた。したがってそれに逆らった山崎捜査課長の政策ラインは、騒擾罪発動によって、従来の統治方法　間接介入から直接介入へ　の転換を意味し、朝鮮人社会を直接分断させる意味において強力な政策ラインであるとともに、反面、朝連への弾圧に主要な政治的意義を付与してしまう点において、騒擾罪発動の否定的側面　自己矛盾　に転換していくこととなった。騒擾罪発動を決定した検察側は、裁判所に対して収容中の朝連関係者の保釈の禁止を強力に申入れ、逃亡の恐れ　再捜査への不安　と、釈放後の影響力　治安への不安　の二点を理由として、これを正当化した⁸¹⁾。梶首脳はこの自己矛盾のなかで、長期収容への解決方法として、朝連解散後の団体等規正令の加速的運用、強力な強制送還の検討の二点を進めていくこととなった。

本稿では、この1949年期の展開の構造をもって、植民地支配体制と分断体制の結びつきを位置づけることが可能であるだろう。この矛盾の展開は、法的権力の強さと政治的脆弱さに規定されつつ、二つの結びつきを一体化させる矛盾において、敗戦後の日本が朝鮮統一問題に敵対し、二つの結びつきが一体化しえない自己矛盾において、統治の正当化困難は、在日朝鮮人の存在そのものの抹消へと統治路線を固定化させた。在日朝鮮人の運動と生活全般にとってそれは、生存の危機と、祖国の統一が互いに密着した条件のもとに展開していくことであった。

保釈禁止によって長期収容を強いられた被告人達（最終的に13名）は収容先の山口刑務所でハンガーストライキを開始している。1950年4月1日から10日におよぶハンストは、救援運動を励まし、被告人達は即時釈放と政治的要求の両方を掲げてついには生命を左右する状況に入ることを余儀なくされた⁸²⁾。ハンストに呼応して山口地方裁判所玄関前では救援の座込み

が続けられたが、4月11日正午山口市署は公安条例違反として座込みの15名を逮捕した。『防長新聞』では、このときの交渉代表者朴永皓の声として、「この度のハンストをしている人々は結局九カ月にわたる不当拘留であるために速時釈放せよという決議文を河邊裁判長⁸³⁾に提出した。ハンストが十日を経過しているにも拘らず五名はなおハンストを強行するとの決意を披瀝している。これに対し家族はハンストを休止するよう勧めたが聞き入れられず、留守家族や友人二百名が集合して裁判長に速時釈放方を要求したのである」と伝えている⁸⁴⁾。この日、救援の朝鮮人代表に対して、被告人の一人、趙宗泰は、「刑務所当局では病舎へ行けといい、薬を勧めているが全部拒否している。我々が死んだら屍は火葬せず墓も必要ではない。屍の一塊一塊を検事と吉田及び帝国主義者どもに寄贈しこの日政の暴虐を全世界に暴露してくれ」と朝鮮語で語った⁸⁵⁾。

四、おわりに

下関八・二〇事件渦中の1949年8月29日、小澤太郎県副知事⁸⁶⁾は横浜の第八軍を訪問し、第八軍民事局シェパード(W. P. Shepard)少将との会談を試みた。横浜連絡調整事務局によると同会談で、県副知事より、「現在逮捕中の鮮人六十四名は恐らく騒擾罪に問われる位なるべく山口県庁側としては此の際日本全国一般の治安の見地からも山口県朝連側鮮人の首脳分子を追放処分に米軍側で措置して貰い度く又警官に武器とトラックとを充分に與えて貰い度いと陳情した〔強調筆者〕」とレポートしている⁸⁷⁾。また県副知事は、国家地方警察本部長官、国務大臣、法務総裁等にも陳情を実施した。同時期、8月31日、田中龍夫県知事は中国民事部長トゥール大佐と呉で会談し、「今次下関市暴動事件参加の容疑者全部をGHQの力に依り強制送還方を陳情〔強調筆者〕」した。県首脳部が、総司令部連合国の立場の統治路線の水準を超えて動いていることは重要である⁸⁸⁾。

この小澤県副知事訪問に対しては、第八軍民事務局司法行政部（Legal & Government）のスタッフの一人であるポーター（H. D. Porter）が、横浜連絡調整事務局を通じて9月1日に回答を寄せており、「(一) 日本の裁判所が問題の鮮人に対し追放を命じても之を實際上エンフォースし得ざるべし。

(二) 山口県知事が中央政府に追放処分を申すは自由なるも之を申する法的根拠なかるべし。〔筆者判読不可2字〕(三) 此等鮮人は現在の処日本人同様に取扱われ居るを以て日本政府が日本人を追放するという変な結果になるべく右(一)の場合にせよ(二)の場合にせよ追放の為にはスカップの許可が必要なるが之は困難なるべし。(四) 又追放をなす為には朝鮮政府とスカップの間（又は日本政府との間）に必要な協定を作らねばならぬ。

(五) 憲兵裁判が事件を取上げれば追放処分迄行く余地あるも本件の如く鮮人同志のけんかだけにては取上げ得ざるべし（昨年の神戸鮮人学校事件又は福島事件の如く日本政府機関に対する重大なる不法行為の場合は別なり。）右はGHQとの間に話合いたる結果なるも山口県側へ返事する事は一寸俟たれ度く差当り山口県に於ては裁判所側にて裁判し適当なる判決をなして判決の範囲内にてかかる不穏分子をディテンしおく外なし〔強調筆者〕と鈴木九萬横浜連長局長に返答している⁸⁹⁾。政治的意義を否定する植民地支配の論理 山崎捜査課長に異論を提出した検事の論理と同型 によって抑圧する従来からの統治路線であるということが出来る。

9月8日の団体等規正令発動をまたいで、田中龍夫県知事は1949年10月4日、横浜で第八軍民事務局長シェパード少将と会談し、朝連解散によって朝鮮学校閉鎖を至急行うべきであると要望した⁹⁰⁾。田中県知事よりの発言として、「過般朝連等の鮮人団体解散の際此等団体が経営し居り共産党活動の中心である鮮人学校を閉鎖しなかつたのは遺憾であって一日も速かに之を実行したく昨日殖田法務総裁に此点を話した際同総裁は收拾出来ぬような事態に陥る事を恐れてそこ迄やらなかつたとの話であったと述ぶ。局長より同知事として学校閉鎖を実行するに足る警察力ありと思うやとの質問に対し最近同県下の国警々官全員にピストルが渡ったので未だ充分ではな

いが実行の自信ありと応えた」と横浜連絡調整事務局ではレポートしている⁹¹⁾。ポツダム宣言下においてなお、日本主体として朝鮮問題への直接介入 下関八・二〇事件の正当化の路線 を要望し、それに反発する在日朝鮮人に対する武力を通じた抑圧によって、直接介入を実現する政策ライン 对在日朝鮮人統治の実践 。権力の横軸としての地域 政府間、地域 米国間を結びつつ、植民地支配の史的蓄積を通じた朝鮮分断化への分担。連合国および米国の水準をも超えた直接介入の構想。解放後在日朝鮮人史を戦時として あるいは戦時であることを否定する戦時として 把握する研究の立場が真に重要であるだろう。

- 1) 「民選知事の誕生 田中龍夫元知事が語る」『山口県史 史料編 現代二』, 山口県, 2000年, 26-27頁。
- 2) 田中龍夫は、田中義一元陸軍大将の子として1910年9月に山口県萩市で生れる。1929年に田中義一急逝後、1930年家督を相続。1937年3月東京帝国大学法学部政治学科を卒業し、同年4月南滿洲鉄道株式会社に入社、総務室に勤務する。1940年4月に企画院調査官(民需生産担当)任命後、1943年11月に軍需省軍需官(石炭、輸送、労務担当)、1944年9月から農林大臣秘書官(島田俊雄農相)。敗戦後は1945年11月商工大臣秘書官(小笠原三九郎商工相)、1946年5月貴族院議員(男爵団体互選)となる。京浜いすゞ自動車販売社長、播磨工業社長を経て、1947年4月山口県知事選に出馬して当選。1951年5月山口県知事選に再選され、1953年4月まで二期六年間山口県知事をつとめる。1953年4月山口県第一区より出馬して衆議院議員選挙に当選。以後13回当選を果たし、1990年まで自由民主党の衆議院議員。その間、福田赳夫内閣の通産大臣、鈴木善幸内閣の文部大臣などを歴任した。1998年3月故人となる。「田中龍夫氏略歴」『防長新聞』1947年2月24日付。末弘錦江編『防長人物百年史』, 山口県人会, 1966年, 424頁参照。また、評伝として、安広欣記『至誠は息むことなし 評伝田中龍夫』, 三晃実業出版部, 2000年がある。
- 3) 個別的テーマを扱った研究として次のものがある。在日朝鮮人教育史への関心として、上杉幸恵「解放後の山口県における民族教育擁護闘争」『橘史学』第4号, 京都橘女子大学歴史学会, 1989年(後に、朝鮮研究会編『地域社会における在日朝鮮人とGHQ』, 和光大学総合文化研究所年報, 東西南北・別冊1, 2000年に再録)。藤原智子「占領期在日朝鮮人教育史 山口県に着目して」『教育史・比較教育論考』第20号, 北海道大学教育学研究院教育史・比較教育研究グループ, 2010年。出入国管理史への関心として、テッサ・モーリス・スズキ[辛島理人訳]「占領軍への有害な行動 敗戦後日本における移民管理と在日朝鮮人」『現代思想』第31巻第11号, 青土社, 2003年, マシュー・オーガスティン「越境者と占領下日本の境界変貌 英連邦進駐軍(BCOF)資料を中心に」『在日朝鮮人史研究』第36号, 緑陰書房, 2006年の両研究が、BCOF(英連邦軍)史料を用いた研究成果を発表している。また朝鮮民主主義人民共和国国旗弾圧事件の研究として、孫文奎『共和

国主権を擁護するための在日朝鮮同胞たちの闘争』、金日成総合大学出版社、1997年、朝鮮語が山口県下の事件に言及し叙述を進めている。そのほか、朝鮮戦争と地域・自治体との関わりへの関心として、庄司潤一郎「朝鮮戦争と日本の対応 山口県を事例として」『防衛研究所紀要』第8巻第3号、防衛研究所、2006年、同「朝鮮戦争と日本の対応（続） 山口県を事例として」『防衛研究所紀要』第10巻第2号、防衛研究所、2007年がある。

- 4) 三橋修・蝦名亮介・ロバート・リケット・李煥娘「占領下に於ける对在日朝鮮人管理政策形成過程の研究（一）」『青丘学術論集』第6集、1995年。ロバート・リケット「朝鮮戦争前後における在日朝鮮人政策 戦後「単一民族国家」の起点」、大沼久夫編『朝鮮戦争と日本』、新幹社、2006年。
- 5) 金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題 SCAP の对在日朝鮮人政策1945-1952年』、勁草書房、1997年
- 6) 金太基前掲書392-394頁。
- 7) 「コンデは在日朝鮮人問題を朝鮮問題の一部とする把握と本質的に同じ見地に、アメリカのアジア政策、朝鮮政策の解明をとおして到達した」とデビッド・コンデの仕事を積極的に評価した藤城和美は、自身の研究において、在日朝鮮人史を日本の国内問題として位置づける日本政府・研究者の立場を批判的に検討している。藤城和美『朝鮮分割 日本とアメリカ』、法律文化社、1992年、315頁。
- 8) 前掲『山口県史 史料篇 現代二』では、本稿に直接関係する証言として、(1) 田中龍夫元知事のほか、(2) 久幸虎雄元渉外課長ほか山口県総務部渉外課の元職員、(3) 加藤貞一元知事通訳・秘書の各氏の証言が掲載されている。
- 9) ここで指摘のある「山崎君」は、同書『山口県史 史料篇 現代二』では明らかとなっていないが、かつて朝鮮総督府の警察官でありその後県庁職を担当した人物として山崎福男がいる。詳細を後述する。
- 10) 橋本正之（1912年～1976年）は京城帝国大学を卒業後、朝鮮総督府に入った元植民地官僚。1946年11月山口県教育部長、1947年3月に県総務部長就任。また県知事公室長を兼務した。1953年県副知事就任。詳細を後述する。
- 11) 松永常一（1920年～1999年）、1920年山口県大島郡出身。1938年に山口県社会教育課に入る。敗戦後に県地方課に勤め、消防調査係長の立場にあった。1949年の朝連・民青解散に当っては県地方課職員として団体等規正令に基づく財産接収を行った直接の担当者である。後に、山口県秘書課長、土木建築部次長、農林部長、農林水産部長を経て、1974年に県出納長就任。1976年から1984年まで県副知事。1999年に故人となる。『出身県別現代人物事典西日本編』、サン・データ・システム、1980年、1367頁。『山口県人物・人材情報リスト2009』、日外アソシエーツ、2009年、480頁。
- 12) 1950年7月、『防長新聞』は、「萩市御許町日本共産党国長蔵（二五）、新川町解放救援会萩支部員元朝連金一錫（三一）両氏は李承晩一党日本亡命反対闘争委員会の名で反米アジアピラを萩市内にまいた容疑でこのほど萩市署にたい捕されたが取調べに際し黙秘権を行使して絶対に語らぬので未決として萩拘留支所に送致された〔強調筆者〕」と報じている。「反米ピラ散布の容疑で送致」『防長新聞』1950年7月28日付。
- 13) 久原房之助（1869年～1965年）、実業家・政治家。元立憲政友会総裁。現山口県萩市出

身。鉱山業に従事して藤田組の日立鉱山に入り、1912年に久原鉱業株式会社を設立した。他の事業部門へも進出し、日立製作所、久原商事、佐賀製錬所、合同肥料などを設立して久原財閥の基礎を築いた。第一次世界大戦により産業界の首座にせまったが、戦争終結により苦境にたつ。事業を義兄の鮎川義介にゆずって政界に転向、1928年山口県第一区から当選して、同年逓信大臣、1939年には政友会第8代総裁となる。戦後は公職追放を受けた後、日中・日ソ国交回復国民会議長をつとめた。1965年没。前掲『防長人物百年史』360頁。山口県教育会編『山口県百科事典』、大和書房、1982年、244頁。

- 14) 田中龍夫は、「いわゆるその、朝鮮人学校で、天皇陛下の誕生日っていうのに、陛下の人形を作って校庭を引きずり回したりなにかして」と語り、1949年の朝鮮学校閉鎖問題と結びつけているのだが、1949年期の閉鎖と1953年期の都立朝鮮学校廃校問題をを全く混同している。前掲『山口県史 史料篇 現代二』26頁。
- 15) 下関八・二〇事件という呼称は、同地域の在日朝鮮人社会では「八・二〇事件(パリコンサコン)」と呼ばれてきたこと、これをさらに朝鮮現代史における主要な事件のひとつとして位置づける際 済州島四・三事件等との同時代史 有効であると考えためである。
- 16) 主な簿冊として『外地引揚官公吏任用一件 昭和二十二年以降昭和二十六年まで』を利用する。
- 17) 主に終戦連絡中国事務局/中国連絡調整事務局『執務月報』『執務半月報』を利用する。外務省外交史料館が所蔵し、荒敬編『日本占領・外交関係資料集 第二期』第10巻、柏書房、1994年が復刻している。
- 18) 同書は、山口地方検察庁次席検事松浦英雄作成『下関騒擾関係事件総合報告』を所収している。同報告書は、下関八・二〇事件を直接指揮担当した松浦英雄次席検事が事件渦中の1949年9月30日に山口地方検察庁に提出したものである。
- 19) 1949年11月11日・12日の両日にわたり東京の国家地方警察本部が「群衆犯捜査研究会」という研究会を開催し、各地の警察・検察関係の実務担当者等がこれに参加したが、同書『群衆犯捜査の検討』は同研究会記録として発行されたものである。山口県からは国警山口県本部捜査課長警視山崎正男、国警山口県本部捜査課警部補山根梅信、下関市西警察署捜査課警部補沼勝武の諸氏が参加している。
- 20) 1949年11月16日に国家地方警察山口県本部下関支所において開催された「下関事件捜査研究会」の記録として発行されたものである。国警山口県本部捜査課の総括的文書と実務担当者による討論記録によって構成されている。山口県文書館蔵。なお同書の一部を、前掲『新刑訴運営状況調査資料その五』が所収。
- 21) 同簿冊は、朝鮮、台湾、「満州国」、関東州、樺太、南洋、中華民国において駐在した日本人元官吏らを敗戦後の山口県が任用した際の人事簿である。副題に従えば1947年から1951年の文書のようにみられるが、同簿冊が対象としている時期は1945年から1951年の六年間にかけてである。始期は最も早いものとして1945年9月の任用が確認されるが、本格的な任用は1946年3月からであり、終期は1951年1月である。同簿冊の意義は、山口県における朝鮮総督府官吏の任用・登用という論点を実証的に明らかにしうる史料の一つである一方、朝鮮総督府から山口県に直接任用されたケースを対象としているため、朝鮮総督府

植民地支配体制と分断体制の矛盾の展開（鄭）

から日本政府や市町村を経て県に任用されたケースを含んでいない。また、任用官吏の全体が正確に記録されているかの確認は難しい。任用に関する職種としては、 県主事課長等、 地方事務官 県庁・地方事務所職員等、警部補・巡査、経済監視官等、 地方技官 保健所・食料検査所職員等、 嘱託、 地方教官 校長・訓導・教諭・助教諭等、 講師 訓導・教諭・助教諭等となっている。報告システムは、 山口県各部署 山口県知事への月例報告、それを集約した 山口県知事 外務省管理局長への月例報告によって構成されている。

- 22) 外務省管理局長からの同通達はその送付先として、内閣官房総務課長、内閣恩給局長、法制局長官官房総務課長、物価庁長官官房庶務課長、戦災復興院総裁官房庶務課長、復興庁官房長、宮内大臣官房人事課長、各省大臣官房人事課長、会計検査院長官官房総務課長、経済安定本部総裁官房総務課長、行政裁判所長官官房、貴族院事務局庶務課長、衆議院事務局庶務課長、各地方長官、警視総監、各地方行政事務局長、各地方商工局長が挙げられており、この各地方長官宛の一環として、山口県に届けられたものである。同簿冊参照。
- 23) 植民地・占領地からの教員人事について1947年度をもって確立した点をふまえるとき、1948年以後の朝鮮人自主教育への介入問題の検討は、より立体的にとらえる視角が可能となるだろう。
- 24) 田中龍夫の口述資料が指摘した「山崎君」はこの間の事情を指したものであると考えられる。
- 25) 『山口篇人事興信録（昭和廿五年版）』、関西興信社、1950年、119頁。
- 26) 高村坂彦 『激動の世に生きて 草履取り振り人生』、第一法規出版、1984年、343-344頁。
- 27) のちに田中龍夫は、「橋本先生とは戦時中、朝鮮総督府時代からのおつき合いです、その後私が山口県知事になって、橋本先生に総務部長となって頂いたとき、こうまで人事というものが大切なのか、と思い知らされました【強調筆者】」と述べている。田中龍夫「人事の大切さを知る」、『橋本正之氏を偲ぶ』、山口新聞社、1976年。
- 28) 山口県文書館編 『山口県政史 下巻』、山口県、1971年、609頁。
- 29) 田中龍夫当選は、「GHQ の公選資格審査で立候補が遅れた秋田三一＝旧民政党系＝、内務省調査局長をやめ名乗りをあげた高村坂彦＝旧政友会系＝の両候補が知事の本命とうわさされていた」なかでの当選であった。柳本見一 『激動二十年 山口県の戦後史』、毎日新聞社、1965年、74頁。
- 30) 児玉秀雄（1976年～1947年）、官僚出身の政治家。陸軍大将児玉源太郎の長男。東京帝國大学法科卒。大蔵書記官から朝鮮総督府事務官となる。1916年寺内内閣の書記官長、1923年関東庁長官、1929年朝鮮政務総監を歴任。退官後、貴族院議員に勅選された。1934年岡田内閣の拓務大臣、1937年林内閣の逓信大臣、1940年米内内閣の内務大臣、1944年小磯内閣の文部大臣・国務大臣を歴任した。戦後公職追放を受け、1947年4月7日没。前掲『山口県百科事典』310頁。
- 31) 「久原氏らの支持で田中氏出馬決定 保守陣営の調整注目」『防長新聞』1947年2月15日付
- 32) 「田中龍夫氏資格再審査」『防長新聞』1947年4月10日付

33) 安広欣記は田中龍夫評伝のなかで、「当選はしたものの、全国で田中だけは GHQ から承認の連絡がない。占領行政下、形こそ民選だったが、GHQ の承認がなくては正式に知事のイスに座ることができなかった。山口県庁近くの旅館に泊り込み、毎日やきもきしながらひたすら待った。認可されたのはやっと十九日目。田中が戦時中、企画院、さらには軍需省で物資調達のための調査官などをやっていたことが GHQ 内部で問題になったようだ」と問題をすくいあげている。さらに「田中が松根油づくりに活躍し、軍需省では国土計画の主任官を務めたり、航空兵器総局で輸送を担当していた、などの実績に照らせば、GHQ が遅れたとはいえ、知事当選を追認してくれたことは誠にラッキーだったというほかない」と指摘している。同書では「認可されたのはやっと十九日目」と指摘しており、選挙当選日4月5日から吉田首相による任用状4月16日は11日目にあたり、この間の事情については今後更なる検討を要する。安広欣記前掲書142頁。

34) ポツダム宣言はその第六項(軍国主義勢力の除去)で、「我等八無責任ナル軍国主義勢力ガ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ、平和、安全及正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ拳ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ」と規定し、連合国占領下における公職追放が占領期間(52年4月28日まで)を通して行なわれた。公職追放は日本の非軍事化を目的とした占領管理の一環として大きく二つの段階に分けて実施され、狭義の追放者の地位に直接かかわる意義のみならず、政府・地方自治体を問わず主要公職者の公職適否審査を総体として実施した点において意義を有する。

第一次公職追放 1946年期 において、朝鮮支配に関しては、F 項の「占領地ノ行政長官等」該当として、「昭和十二年七月七日以後ノ朝鮮総督、朝鮮総督府政務総監並朝鮮総督府中枢院ノ議長副議長顧問及参議」と規定された。結果として、第一次公職追放の追放者(罷免・排除者)の全体数1067名に対して、F 項該当者として14名が追放された。F 項該当者14名は、台湾・満洲国」等の行政長官を含む占領地支配全体にかかわる追放者の総数である。

第二次公職追放は、地方公職者に対する公職適否審査として1947年1月以後順次実施された。公職適否審査委員会が、中央委員会、都道府県委員会として組織され、中央委員会においては、「地方審査委員会委員(臨時委員を含む)」、「現職地方官吏(主要公職に在る者に限る)」、「知事及び五大市長の候補者」、「都道府県会議員及び五大市の市会議員候補者」、「報道機関、政党、所謂 A 号経済団体重要公職に在る者」、「衆議院議員候補者」という各該当者に対して審査が実施された。都道府県委員会においては、中央委員会において公職適否審査を経た地方審査委員会委員によって執行され、「選挙管理委員、現職公吏(主要公職に在る者に限る)」、「市長(五大市を除く)区町村長の候補者、投票管理者開票管理者」、「市(五大市を除く)区町村会議員候補者」の各該当者が審査された。以上の概要については、『戦後自治史(公職追放)』、自治大学校、1964年参照。

35) 山口県公職適否審査委員会『中央公職適否審査委員会結果公表 山口県関係抜粋』(山口県文書館蔵)

36) 『山口県報』号外、1947年3月22日付

植民地支配体制と分断体制の矛盾の展開（鄭）

- 37) 前掲『山口県報』号外
- 38) 盧溝橋事件をまたいだ1937年、忠清南道警察部警務課長に後任として任用されたのが橋本正之であり、その前任者が松永幹である。
- 39) 松永幹は山口県経済部長ののち、四国商工部長、東京通産局総務部長、特許庁総務部長、札幌通産局長を歴任。1954年通産局審議官、1955年日本製紙連合会理事長、その後日本製紙連合会常任顧問、日本紙類輸出組合副理事長、経団連評議員をつとめた。前掲『出身県別現代人物事典西日本編』1743頁。
- 40) 『山口県職員録 昭和23年11月15日現在』参照
- 41) 山口県知事公室『重要県政参考資料 昭和23年から』（山口県文書館蔵）
- 42) 「経済部長更迭 松永氏を起用」『防長新聞』1947年5月21日付
- 43) 谷サカヨ『第14版大衆人事録 外地満・支海外篇』、帝国秘密探偵社、1943年、567頁。
- 44) 前掲『山口篇人事興信録（昭和廿五年版）』88頁。
- 45) ロバート・リケットほか前掲論文、金太基前掲書参照。
- 46) 金太基前掲書392-394頁。
- 47) 朝連代表者は青柳一郎副知事と古海県教育部長と交渉をもった。「徹夜で頑張る 朝鮮人学校閉鎖反対」『防長新聞』1948年4月2日付。
- 48) 荒敬『日本占領史研究序説』、柏書房、1994年の第1章第3節「占領下の治安対策と「非常事態」 神戸朝鮮人教育擁護闘争を事例に」参照。
- 49) 山口県知事指令（1948年5月5日）は次のようにある。「山口軍政部を経由して第八軍司令官の通達を受けた。よって山口軍政部の命により次の如く告知する。既に東京において朝鮮人学校問題に関し朝連代表と中央政府間において交渉妥結したのでこの度の“デモ”を行うことはこれを禁止する。右に应ぜざる者ならびにこれを指導する者ならば当局において直ちに検挙する。五月五日 山口県知事。」「朝鮮人デモを禁止 第八軍の通達により県知事布告」『防長新聞』1948年5月7日付。
- 50) 「教育問題に非ず 朝鮮人民大会に釈明」『防長新聞』1948年5月7日付
- 51) 山口県知事指令（1948年5月6日）は次のようにある。「本日（六日）山口軍政部を通じて第八軍司令官より「第八軍より別送通信あるまで朝鮮人デモは絶対行ってはならない。今後の詳細については追って通知する」旨の命令を受けたので朝鮮人団体においては遵守せられんことを要望す。五月六日 山口県知事。」「一切のデモを禁止す」『防長新聞』1948年5月7日付。
- 52) 「朝鮮人のデモ禁止を解除」『防長新聞』1948年5月11日付
- 53) ロバート・リケットほか前掲論文第4章「祖国の分断と国旗掲揚問題（一九四八年の秋）」参照。
- 54) 中国連絡調整事務局『執務半月報』第3巻第3号、1949年2月18日
- 55) 「第三回連絡調整委員会第一部会議議事報告の件」、中連第28号、中国連絡調整事務局長 飛連絡調整中央事務局局長官宛、1949年2月9日（前掲荒敬編『日本占領・外交関係資料集』第二期第1巻所収）
- 56) 前掲「第三回連絡調整委員会第一部会議議事報告の件」
- 57) この点に関して、先行研究は CIE と G2 の動向を明らかにし、1949年2月1日から10日

にかけての教育課地方連絡官セオドア・A・フォークナー (Theodore A. Faulkner) の山口県下現場調査と、同年3月28日から4月10日まで第二四歩兵師団司令官ジェラルド・J・ヒギンズ (Gerald J. Higgins) 准将指揮によるヒギンズ調査隊の現場調査によって、学校閉鎖着手に動いたことを明らかにしている。ロバート・リケットほか前掲論文第5章「民族自主権の後退(一九四九年)」, 金太基前掲書第5章第4節「一 山口県の朝鮮人学校に対する CIE の認識と対策」を参照。

- 58) 前掲「第三回連絡調整委員会第一部会議事報告の件」
- 59) なお京畿道警察部高等警察課は警視・警部・警部補をあわせて9名~10名(年度毎に変動あり)の人員を要したが、そのうち朝鮮人警官は1名(李九範), その他日本人警官8名~9名によって構成していた。1941年からの李九範経歴は創氏名のため詳しく明らかにできなかった。
- 60) 「서울시 9개경찰서장 새로 임명」『朝鮮日報』1946年1月26日付, 原文朝鮮語〔筆者訳〕
- 61) 李英介は1942年の第21回衆議院議員総選挙に立候補した人物として知られる。
- 62) 「李九範은 日本에 逃避」『東亞日報』1949年1月27日付, 原文朝鮮語〔筆者訳〕。東京で刊行されていた主たる在日朝鮮人刊行新聞の一つ『解放新聞』は、「南朝鮮での人民虐殺を敢行した全てのテロ団を逃避させる良い隠身の場所であり, 南朝鮮の全ての親日派, 民族反逆者が逃亡するにあたって唯一吉田がこれを擁護しこれを受け入れるのが下関であるだろう」とこれを分析している。「朝鮮人에 대한 下山, 三鷹事件인 下関의 大暴圧」『解放新聞』1949年8月27日付, 原文朝鮮語〔筆者訳〕。
- また、『防長新聞』では1949年期調査として、「国警県本部の調査した統計によると、密航の原因は朝鮮での生活難四〇%, 軍隊への強制募兵を恐れて三〇%, 過去に日本への協力者として現在追放を受けて亡命的なもの五%, 勉学のために来たもの五%, 政治的なもの五%となっている。...〔中略〕...この比率が昨年と比べて異るのは勉学のために来るものと、募兵を恐れて来るものが非常に増加したことである」とレポートしている。「相次ぐ密航者の群 生活難に依る者40%」『防長新聞』1949年6月15日付。
- 63) 国連監視下に大韓民国政府が樹立した一方、朝鮮民主主義人民共和国政府は朝鮮全体を代表する立場をより強く表明した。朝鮮民主主義人民共和国が大韓民国を否認するという立場は、大韓民国が朝鮮民主主義人民共和国を否認する立場よりも、一般的により強いものであった。すなわち当時期に問われていたのは、分断の問題 いかに分断するかではなく、統一の問題 いかにより統一するかであった点を過小評価すべきでないだろう。南北という地理的概念は、国連監視下に大韓民国政府樹立を進めた米国の立場から、より強調された。それは日本国内においても、米国の敵視対象とした北朝鮮旗 North Korean Flag の用い方に見られる。当時問われたのは、南北に二つの政府が樹立したというよりも、互いに朝鮮全体を代表する立場 統一の問題 を表明したことであり、とくに朝鮮民主主義人民共和国政府は大韓民国政府を強く否認した。
- 64) 国内の思想検事を研究対象とした荻野富士夫は司法部門に関して、「戦前から戦後へ、切れめなく連続」したと指摘している。検察の追放問題は、「第一次公職追放」におけるG項規定「軍国主義者及極端なる国家主義者」という一般規定のみで、主たる追放対象から外された。荻野富士夫『思想検事』, 岩波新書, 2000年, 190頁。

- 65) 水野直樹「植民地期朝鮮の思想検事」、松田利彦編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』、国際研究集会報告書第30集、国際日本文化研究センター、2008年参照。
- 66) 前掲『新刑訴運営状況調査資料その五』257-259頁、272-273頁。
- 67) 松浦英雄、1909年岡山県出身。1931年司法官試補任用、1932年大阪地裁検備検事、1933年神戸地裁豊岡支部検事、1934年神戸地裁検事、1938年奉天地検検察官、1939年承德地検次席検察官、1941年四平地検兼遼遠地検兼開魯地検次長検察官、1945年5月外交部理事官兼任北京大使館駐在、1946年6月岡山地裁検事、同年8月同地裁玉島支部検事、1948年7月山口地検次席検事、1951年7月広島高検検事。関根小郷編『司法大観 昭和32年1月1日現在』、法曹会、1957年、1131頁。
- 68) 情報の収集にあたっては、山口県知事公室における朝鮮情報室との関連が考えられるが、検察側報告の性格であることに鑑みると、山口地検下関支部レベルでの調査に基いたものと推察するのが至当だろう。
- 69) 団体等規正令に関する研究として、鄭栄桓「敗戦後日本における朝鮮人団体規制と朝連・民青解散問題 勅令第百一号・団体等規正令を中心に」『朝鮮史研究会論文集』第47集、緑陰書房、2009年を参照。
- 70) 前掲『新刑訴運営状況調査資料 その五』224頁。同時期に事件取調べを担当した下関市西署沼勝武警部補は、「下関事件が起るずっと前から九月には人民政府が出来る、人民政府が出来たら署長と、副署長とこれは上の人ですが私が下関には一番長く居ったのでこの三人は馬の尻に乗せて引ずって絞首刑になる、一般警察官は戦犯で全部刑務所にはいる。こういうことを朝鮮人は信じて居った。それは元の共産党の委員長であった者が、あまりあわせてくれというので会わせたところが結局その話で、九月には人民政府が出来る、そうすると吾々が刑務所にはいっても直ぐ釈放される、そうするとあなた方はどうなるかということを考えて見る、今の内にあなた方も警察をやめた方がいいのではないか、こういう来た。ところが私はそんなことはないことはわかって居るから、その時は笑って片づけたのですが、それを聞いた若い者はひょっとそういうことがあるのではないかということを感じる者が多少あったように思います。非常にその時恐れて居るから、そんな馬鹿なことはいいい聞かせたような例があるのです〔強調筆者〕」と興味深い回想を行っている。前掲『群衆犯捜査の検討』140-141頁。
- 71) 前掲『新刑訴運営状況調査資料 その五』231頁。
- 72) 前掲『新刑訴運営状況調査資料 その五』242頁。
- 73) 騒擾罪発動を実行した後、朝連関係者の総検挙を可能ならしめたポイントとして、現場の警察関係者らによる下関事件捜査研究会（1949年11月16日）は、(1) 民団の利用、(2) 朝鮮語使用刑事の利用、(3) 外国人登録写真の利用の三点をあげている。第一に、現場の下関市西署を中心に、民団を捜査協力者・情報提供者 彼らは「スパイ」と言っているとして積極的に利用したことを総括している。同署の沼勝武警部補は「二百五十人位は使ったでしょう」と証言し、原田警部は「その費用は五十八万円余を要しています」と細かく位置づけている。第二点目として、「逮捕現場にはスパイは連れて行かず、こちらだけで行き私が鮮語を知っているのを話聞いてよく状況をたしかめて逮捕しました」（白井刑事）との発言がなされている。また第三に、外国人登録写真を積極的に利用した

ことを明らかにし、「警備係では登録関係で写真を相当手に入れていたのでそれを利用しましたので非常に助かりました〔強調筆者〕」(重村刑事)と総括している。その一方で、「多くの人間を逮捕すると皆つらいから近よらぬようにする気配があり本署とってからも〔一字判読不可〕時にはぬすくり合いになり逃げる者もありました。…〔中略〕…検挙の時でも近所にいる刑事がやってくれないようなこともあり、被疑者は殆んど否認なのですから逮捕したものがやってくれなくては困るのにそれが時には逃げる者もあって困ったようなことがありました〔強調筆者〕」(中野刑事)と現場の矛盾の一端をのぞかせている。現場レベルでの騒擾罪適用の正当化困難を取締りの当事者たちが感じたことを看取させる。前掲『下関事件を顧みて』参照。

一方、現場の指揮責任者である国警山口県本部捜査課長山崎正男は、現場の状況表現として、「被疑者は顔は血だらけになっている。足は腫れている。どうしたのかというと、向こうで石を投げる、こっちは警棒で殴った。これは出ます時に拳銃だけは使用してはいけない、警棒は使ってもいいというから、その程度が過ぎまして警棒で殴った。顔を血みどろにした女もありましたが、まあそういう状況でありました。結局公務執行妨害として送致は致しましたものの、最後は起訴猶予にでもしなければ仕方がないというので全部起訴猶予にしたというような状況にあったのです」と発言している。また、国警山口県本部捜査課警部補山根梅信は、逮捕後の取調べの状況描写として、「これは朝鮮の学校の校長、これは「刑事さん、知らん、存ぜん」ところが朝から晩までねばり強くやって、時にはからかって見た。ところが何遍いっても「私は知らん、存ぜん、云わん」という、主任の方では大声でこれをやっちなえという。そこで刑事は「あなたは学校の校長で指導者であるが、一体いうことがおかしいじゃないか」「そういわれれば恥かしい、それならばいいかもしれませんが、私は演説をやりましたよ」激励演説をやった、と云う事からだんだん調べたいい材料を得た」と自身の経験を明らかにしている。前掲『群衆犯捜査の検討』51頁、133頁。

- 74) 下関八・二〇事件を分析した朝連指導層の一人、朴章鎬朝連中央総本部社会経済部長は、政治的側面から、「偉大な人民の圧力によって売国奴李承晩一派はもはや体面を失って日帝勢力と結び破壊工作と逃亡先をいたごうとしている。今回の下関事件が朝鮮との出入口で起き、事件と全く関係のない旧幹部まで逮捕してまわったことは確実に朝連組織を破壊し彼等が逃亡するための基地として下関を確保しようということだ〔強調筆者〕」と前支配国日本と韓国政府指導層との連繫を批判している。また社会経済的側面から、「朝鮮人であれば誰でも朝鮮の津々浦々で「林兼」の看板を見たことがない人はいない。それほど日帝時代に植民地朝鮮で甘い味をほしいままにした我々の怨敵の一つである。彼等は終戦後にも祖国南半部の反動分子たちと結び密貿易等をしている。今回民団との衝突において彼等が加担していることは今回の事件が政治的に重大な日本の地下勢力との国際的陰謀が隠されていることを物語る」と植民地支配の搾取の視角において、産業部門と事件との結びつきを批判している。「李承晩卒徒들의 亡命地入口를 爲한 陰謀」『朝連中央時報』第135号、1949年9月6日付、原文朝鮮語〔筆者訳〕。
- 75) 法務総合研究所『集団犯罪の捜査・公判に関する諸問題』、検察研究特別資料第35号、1971年、170-175頁。

植民地支配体制と分断体制の矛盾の展開（鄭）

- 76) 山崎正男（1905年～1989年），山口県大島郡出身。人丸警察署長，小郡警察署長を経て，1946年山口県警察部刑事課長，1947年国家地方警察本部山口県本部刑事部長兼捜査課長。1950年7月より国家地方警察本部刑事部捜査課勤務。中部管区警察局警備課長，関東管区警察局刑事課長を経て，1959年から1961年まで鳥取県警察本部長。前掲『山口篇人事興信録（昭和廿五年版）』165頁，前掲『山口県人物・人材情報リスト2009』553頁。そのほか，「国警県人事異動」『防長新聞』1950年7月21日付，柳河瀬精『告発戦後の特高官僚』，機関紙出版，2005年，122頁。
- 77) 前掲『群衆犯捜査の検討』182-183頁。
- 78) 前掲『群衆犯捜査の検討』182-183頁。
- 79) 前掲『群衆犯捜査の検討』183頁。
- 80) 前掲『群衆犯捜査の検討』183頁。
- 81) 前掲『群衆犯捜査の検討』202-203頁。
- 82) 要求項目は，「一，台東会館暴圧犠牲者即時釈放 一，在日同胞強制追放反対 一，南朝鮮台湾に送る軍需品製造反対 一，戦争に向かう日本再武装反対 一，十三同志の即時釈放」である。「下関事件五同志^㉒ 決死的抗議 強制送還等反対^㉓ 一日以来断食継続」『解放新聞』1950年4月15日付，原文朝鮮語〔筆者訳〕
- 83) 河邊義一，1897年和歌山県生まれ。1920年東京帝国大学卒業。広島地方裁判所，鳥取地方裁判所，広島控訴院各判事を経て，1940年から山口地方裁判所判事。前掲『山口篇人事興信録（昭和廿五年版）』参照。
- 84) 「裁判所に座りこみ ハンスト五名の釈放要求 山口市署公安条例違反で検挙」『防長新聞』1950年4月12日付
- 85) 前掲「下関事件五同志^㉒ 決死的抗議」
- 86) 小澤太郎（1906年～1996年），山口県出身。1930年東京帝国大学法学部卒。台湾総督府官房文書課長，人事課長，情報課長を歴任。鹿児島県農地部長を経て，1948年9月山口県副知事着任。1953年山口県知事就任。1960年衆議院議員。1977年参議院議員。1996年故人となる。前掲『山口県史 史料編 現代二』34頁。
- 87) 「鮮人問題^㉔ に関し山口県副知事第八軍民事局に陳情の件」，濱連機密本第137号，1949年8月29日，横浜連絡調整事務局局長鈴木九萬発外務大臣吉田茂宛。国立国会図書館憲政資料室終戦連絡横浜事務局文書蔵。
- 88) 中国連絡調整事務局『執務半月報』第3巻第17号，1949年9月16日
- 89) 「鮮人問題^㉔ に関し山口県より第八軍に陳情の件」，濱連機密本第179号，1949年9月16日，横浜連絡調整事務局局長鈴木九萬発外務大臣吉田茂宛。前出終戦連絡横浜事務局文書蔵。
- 90) 横浜連絡調整事務局『YLCO 執務報告』第49号，1949年10月16日
- 91) 「山口県知事第八軍民事局長会談の件」，濱連機密本第207号，1949年10月5日，横浜連絡調整事務局局長鈴木九萬発外務大臣吉田茂宛。前出終戦連絡横浜事務局文書蔵。

表5-1 経歴の一覧

	田中龍夫(県知事)	橋本正之(県総務部長)	松永幹(県経済部長)	高尾織二(県東京事務所長)
	1910年山口県萩市出身	1912年山口県下松市出身	1910年長崎県出身	1905年静岡県磐田郡出身
1925				
1926				
1927				
1928				
1929				
1930				慶尚北道普通学校訓導
1931				
1932				
1933			東京帝国大学法学部卒	
1934			朝鮮総督府警務局警務課	
1935		京城帝国大学法文学部卒		
1936			朝鮮総督府道警視 忠清南道警察部警務課長	
1937	東京帝国大学法学部卒 南満州鉄道株式会社入社	朝鮮総督府道警視 忠清南道警察部警務課長	朝鮮総督府事務官 総督官房文書課, 資源課	慶尚北道内務部学務課視学兼務
1938		朝鮮総督府事務官 朝鮮総督府殖産局鉱山課		
1939			朝鮮総督府企画部	
1940	企画院調査官			慶尚北道内務部学務課視学専務
1941		朝鮮総督府企画部第二課	企画院調査官	
1942		朝鮮総督府企画局	朝鮮総督府道事務官 慶尚南道警察部長	
1943	軍需省軍需官	朝鮮総督府道事務官 黄海道警察部長		朝鮮総督府慶尚北道属 兼朝鮮総督府慶尚北道警部 慶尚北道官房庶務課長
1944	農林大臣秘書官	朝鮮総督府工務官兼書記官 朝鮮総督府鉄鋼局	朝鮮総督府書記官 朝鮮総督府農商局商務課長 (6月) 朝鮮総督府農商局生活物資課 長(11月)	朝鮮総督府理事官 大邱府総務課長
1945	商工大臣秘書官	朝鮮総督府鉱工局動員課		

植民地支配体制と分断体制の矛盾の展開（鄭）

1946	貴族院議員勅選	内務省調査部第一課長（2月） 山口県教育部長（11月）		
1947	山口県知事	山口県総務部長	山口県経済部長	山口県知事官房秘書係
1948		知事公室長兼務		下関渉外事務局長
1949				山口県東京事務所長
1950				
1951				
1952				
1953	衆議院議員選当選 衆議院議員	山口県副知事		

表 5 - 2

	山崎 福 男（県地方課）	鈴 川 壽 男（下関市助役）	星 出 壽 雄（宇部市助役）	山 村 仁 策（光市助役）
		1896年山口県都濃郡出身 1920年東京帝国大学法学部卒	1912年京城市出身〔現、ソウル〕	1905年広島市出身
1925				
1926		内務省警保局		
1927				
1928	新義州税関満浦鎮税関出張所 監理	兵庫農務課長		
1929		岐阜県学務課長（6月） 山形県警察部長（12月）		
1930				
1931	平安北道警察部碧潼警察署			京都帝国大学法学部卒
1932	平安北道警察部義州警察署	朝鮮総督府道事務官 全羅南道内務部長		忠清北道警察部警務課警部 忠清北道内務部地方課
1933	平安北道警察部高等警察課	忠清北道内務部長		
1934	平安北道警察部新義州警察署	朝鮮総督府農林局林政課長		
1935				忠清北道警察部警務課警視
1936	朝鮮総督府警務局図書課	朝鮮総督府総督官房文書課長 兼臨時国勢調査課長		

立命館法学 2010年5・6号(333・334号)

1937		朝鮮總督府專売局長	京城帝国大学法文学部卒	慶尚北道警察部警務課警視
1938			朝鮮總督府道警視 京畿道警察部經濟警察課	
1939				京畿道警察部外事警察課警視
1940		京畿道知事	朝鮮總督府事務官 朝鮮總督府警務局警務課 朝鮮總督府殖産局老兼務	江原道警察部長
1941		朝鮮總督府司政局長 中樞院書記官長兼任	朝鮮總督府企画部兼務	平安北道警察部長
1942		徴兵制施行準備委員会委員 財団法人国民総力朝鮮連盟理事	徴兵制施行準備委員会幹事	平安南道警察部長
1943		朝鮮火災海上保険株式会社社長	朝鮮總督府道警視 京畿道警察部京城本町警察署長	
1944	全羅北道警察部高等警察課長			平安南道学務局国民教育課長 勤労働員本部参事
1945			朝鮮總督府道事務官 全羅北道警察部長	全羅南道内務部長
1946	山口県民生部厚生課		宇部市総務部長	下関厚生会館長
1947		下関市助役	宇部市助役	光市助役
1948	山口県総務部地方課			
1949	山口県総務部秘書課兼務			
1950				
1951	山口県総務部秘書課			
1952				
1953				

表 5 - 3

	大 町 和 左 吉	堤 房 治	三 好 昇	黒 川 四 海
	1895年広島県出身 1917年法政大学専門部法律科卒 1920年広島地方裁判所書記 1922年弁護士登録	1892年生まれ 1916年朝鮮總督府裁判所書記 海州地方法院書記 平壤地方法院書記歴任	1908年香川県出身	1913年鹿児島県出身
1925				

植民地支配体制と分断体制の矛盾の展開（鄭）

1926	朝鮮總督府判事補 清津地方法院判事	京城地方法院書記		
1927	全州地方法院判事（8月） 朝鮮總督府檢事補（12月） 京城地方法院開城支庁檢事（同）			
1928				
1929				
1930				
1931		弁護士登録		
1932	清津地方法院檢事		朝鮮總督府司法官試補	
1933				
1934	全州地方法院檢事		大邱地方法院豫備判事	
1935		新義州地方法院定州支庁檢事	公州地方法院判事	
1936	咸興地方法院檢事			
1937		光州地方法院長興支庁檢事		
1938	大邱地方法院檢事	光州地方法院順天支庁檢事	平壤覆審法院判事	
1939			平壤地方法院判事	朝鮮總督府司法官試補 平壤地方法院檢事代理
1940		海州地方法院檢事	平壤覆審法院判事	
1941			釜山地方法院晋州支庁判事	朝鮮總督府判事 大田地方法院判事
1942		大邱覆審法院檢事 兼大邱地方法院檢事		
1943	海州地方法院檢事正		京城地方法院判事	
1944	勅任官待遇	光州地方法院木浦支庁檢事		
1945				
1946			下関区裁 兼山口地裁下関支部判事	
1947	広島地檢檢事	山口地檢檢事	下関簡裁判事 兼山口地裁下関支部判事	
				下関簡裁判事 兼山口地裁下関支部判事補

1948	山口地検下関支部長	山口地検下関支部検事	山口地裁下関支部判事 兼下関簡裁判事	(2月) 岩国簡裁判事 兼山口地裁岩国支部判事補 (4月)
1949	広島高検岡山支部検事	松江地検次席検事	兼山口家裁下関支部判事	
1950	広島高検検事			山口簡裁判事 兼山口地裁判事補
1951		岡山地検検事		
1952				
1953				山口地裁岩国支部判事

出典：『朝鮮総督府官報』（朝鮮総督府官報活用システム）、『朝鮮総督府及所属官署職員録』（国史編纂委員会データベース）、『山口県報』、『山口県職員録』、『司法部職員録』、『裁判所・法務省・検察庁職員録』、『司法大観』の各刊行分。

『山口篇人事興信録（昭和廿五年版）』、関西興信社、1950年。

篠田豊實編『自治行政大観』、地方人事調査会、1965年。

末弘錦江編『防長人物百年史』、山口県人会、1966年。

『出身県別現代人物事典西日本編』、サン・データ・システム、1980年。

山口県教育会編『山口県百科事典』、大和書房、1982年。

芳賀登ほか編集『日本人物情報大系』第74巻・第75巻、皓星社、2001年。

日外アソシエーツ株式会社編『山口県人物・人材情報リスト2009』、日外アソシエーツ、2009年。

参 考 文 献

一、公刊資料

『朝鮮総督府官報』（朝鮮総督府官報活用システム）、『朝鮮総督府及所属官署職員録』（国史編纂委員会データベース）、『山口県報』、『山口県職員録』、『司法部職員録』、『裁判所・法務省・検察庁職員録』、『司法大観』の各刊行分

『山口篇人事興信録（昭和廿五年版）』、関西興信社、1950年

国家地方警察本部刑事部捜査課編『群衆犯捜査の検討』、刑事警察資料第2巻、国家地方警察本部刑事部捜査課、1950年

山崎正男「下関事件をかえりみて」、『犯罪の研究』第18号、新警察社、1950年10月
 検察研究所『新刑訴運営状況調査資料その五』、検察研究所資料第23号、検察研究所、1951年

法務府特別審査局『団体等規正令に基く解散団体の解散理由書』、1951年

法務府特別審査局『朝鮮人団体の動向（自昭和二十四年六月至昭和二十五年九月）』、

- 特審資料一九五一年八月二十一日号，1951年
- 国家地方警察本部警備部警備課『群衆犯罪捜査記録作成要領』，1952年
- 国家地方警察山口県本部『群衆犯罪捜査要領』，1952年
- 警察庁刑事部捜査課編『戦後に於ける集団犯罪の概況（其の一）』，刑事警察資料第33巻，1955年
- 篠崎平治『在日朝鮮人運動』，令文社，1955年
- 『戦後自治史（公職追放）』，自治大学校，1964年
- 篠田豊實編『自治行政大観』，地方人事調査会，1965年
- 末弘錦江編『防長人物百年史』，山口県人会，1966年
- 山口県文書館編『山口県政史 下巻』，山口県，1971年
- 法務総合研究所『集団犯罪の捜査・公判に関する諸問題』，検察研究特別資料第35号，1971年
- 『出身別現代人物事典西日本編』，サン・データ・システム，1980年
- 山口県教育会編『山口県百科事典』，大和書房，1982年
- 山口県警察史編さん委員会編『山口県警察史 下巻』，山口県警察本部，1982年
- 荒敬編集・解題『日本占領・外交関係史料集 第一期』全10巻・解題詳細総目次，柏書房，1991年
- 『日本占領・外交関係史料集 第二期』全12巻・解題詳細総目次，柏書房，1994年
- 山口県編『山口県史 史料編 現代二』，山口県，2000年
- 芳賀登ほか編集『日本人物情報大系』第74巻・朝鮮編4，皓星社，2001年
- 『日本人物情報大系』第75巻・朝鮮編5，皓星社，2001年
- 日外アソシエーツ株式会社編『山口県人物・人材情報リスト2009』，日外アソシエーツ，2009年
- 二，学術論文
- 上杉幸恵「解放後の山口県における民族教育擁護闘争」『橘史学』第4号，京都橘女子大学歴史学会，1989年（後に，朝鮮研究会編『地域社会における在日朝鮮人とGHQ』，和光大学総合文化研究所年報，東西南北・別冊1，2000年に再録）
- 三橋修・蝦名亮介・ロバート・リケット・李熒娘「占領下に於ける对在日朝鮮人管理政策形成過程の研究（一）」『青丘学術論集』第6集，1995年
- テッサ・モーリス・スズキ〔辛島理人訳〕「占領軍への有害な行動 敗戦後日本における移民管理と在日朝鮮人」『現代思想』第31巻第11号，青土社，2003年

- マシュー・オーガスティン「越境者と占領下日本の境界変貌 英連邦進駐軍(BCOF)資料を中心に」『在日朝鮮人史研究』第36号, 緑陰書房, 2006年
- 庄司潤一郎「朝鮮戦争と日本の対応 山口県を事例として」『防衛研究所紀要』第8巻第3号, 防衛研究所, 2006年
- 「朝鮮戦争と日本の対応(続) 山口県を事例として」『防衛研究所紀要』第10巻第2号, 防衛研究所, 2007年
- 水野直樹「植民地期朝鮮の思想検事」, 松田利彦編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』, 国際研究集会報告書第30集, 国際日本文化研究センター, 2008年
- 鄭 栄桓「敗戦後日本における朝鮮人団体規制と朝連・民青解散問題 勅令第百一号・団体等規正令を中心に」『朝鮮史研究会論文集』第47集, 緑陰書房, 2009年
- 藤原智子「占領期在日朝鮮人教育史 山口県に着目して」『教育史・比較教育論考』第20号, 北海道大学教育学研究院教育史・比較教育研究グループ, 2010年
- 鄭 祐宗「外国人登録法制における登録制と身分証制の性格に関する基礎的考察」『大阪大学日本学報』第29号, 大阪大学大学院文学研究科日本学研究室, 2010年
- 「解放後在日朝鮮人教育史研究の方法と実践」『教育史・比較教育論考』第20号, 北海道大学教育学研究院教育史・比較教育研究グループ, 2010年
- 「在日朝鮮人教育闘争における二重の課題について 政治闘争と経済闘争の結合問題に関する考察(1947年-1948年)」『次世代研究者フォーラム論文集』第3巻, 立命館大学コリア研究センター, 2010年

三、単行本

- 柳本見一『激動二十年 山口県の戦後史』, 毎日新聞社, 1965年
- 姜 鷺郷『駐日代表部』, 東亜 PR 研究所出版部(ソウル), 1966年, 朝鮮語
- 山口新聞社編『橋本正之氏を偲ぶ』, 山口新聞社, 1976年
- 高村坂彦『激動の世に生きて 草履取り振り人生』, 第一法規出版, 1984年
- 野村幸祐伝記編集委員会編『野村幸祐伝』, 山口放送株式会社, 1992年
- 藤城和美『朝鮮分割 日本とアメリカ』, 法律文化社, 1992年
- 荒 敬『日本占領史研究序説』, 柏書房, 1994年
- 孫 文奎『共和国主権を擁護するための在日朝鮮同胞たちの闘争』, 金日成綜合大学出版社(ピョンヤン), 1997年, 朝鮮語
- 金 太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題 SCAP の対在日朝鮮人政策

植民地支配体制と分断体制の矛盾の展開（鄭）

1945-1952年』，勁草書房，1997年

荻野富士夫 『戦後治安体制の確立』，岩波書店，1999年

安広欣記 『至誠は息むことなし 評伝田中龍夫』，三晃実業出版部，2000年

荻野富士夫 『思想検事』，岩波新書，2000年

柳河瀬精 『告発戦後の特高官僚』，機関紙出版，2005年

大沼久夫編 『朝鮮戦争と日本』，新幹社，2006年

* 本稿は，日本学術振興会特別研究員の科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。